



Welcome to  
**VIET NAM**

# Doing Business in Viet Nam (日本語版)

A reference guide for entering the Viet Nam market



# 目次

目次	02
序文 – 首相演説	05
Welcome to the New Normal	06
Viet Nam: The road to integration	08
Viet Nam economy: A strong 2019	14
ベトナム経済:COVID-19の影響	18
「新しい日常」の受け入れ: 主要な考慮事項	35
付録	46
1. ベトナムの概要	48
2. 企業の種類	52
3. 税金	60
4. 会計・監査	75
当社について	82
PwC Vietnam	84
ベトナム商工会議所	88
当社に連絡する	92

本ガイドには、入手可能な様々な情報源から入手または得られた情報が含まれる。PwCは、これらの情報源の信頼性を確立したり、そのような情報を検証したりすることを試みたことはない。

本資料に掲載されている情報は、一般的な性格を有するにすぎません。包括的なものであることを意味するものではなく、財務、税金、税務その他の専門的助言を構成するものではありません。

本書に記載されている情報に対して、特定の専門的助言を得ることなく行動してはなりません。PwCは、本書の作成にあたってあらゆる注意を払ってきましたが、その正確性または完全性について(明示または默示を問わず)一切保証しません。またいかなる場合においても、本書に記載された意見または声明に依拠することにより生じいかなる損失に対しても、PwCは一切責任を負わないものとします。具体的に示されている場合を除き、本資料に対する表現または意見はPwCのものであり、予告なしに変更されることがあります。また、本資料を複製、転載、送信、あるいは配布することはお断りするものではございません。

本資料は2020年7月に文書化されたものであり、法令および現時点で入手可能な情報に基づいて文書化されたものです。





「我々は、COVID-19というパンデミックによって、歴史上の転機に立たされています。COVID-19のようなほぼすべての国と地域に影響を及ぼす健康危機が起ったことは非常に稀である。

この健康危機は、経済的に多くの影響を与えています。それは、需要と供給、金融市場から実態経済まで、生産から消費まで、製造業からサービス業まで、航空業から観光業まで、国内取引から国外取引まで、石油産業から自動車産業まで、また開発途上国から先進国までといったように多くの経済の側面に影響を及ぼしています。多かれ少なかれ、この影響から免れることはできません。

この暗い見通しにもかかわらず、ベトナムは、財務の健全性において、66の新興国市場の中で第12位に位置付けられます。これは、この最も困難な時期でさえ、ベトナムの長期的な成長の可能性は非常に大きく、また立ち直りが早いということを表しています。それはまた、均衡がとれた経済を強化し改善するという国の取り組みが功を奏していることを強調します。ベトナムは、パンデミックと闘いながらも経済活動を維持するという「2重の目標」の達成を目指しています。



H.E. Nguyen Xuan Phuc  
ベトナム首相

また、一方では、継続して制度的・構造的な改革に取り組んでいます。

これにより、この大きな成長力を維持し続け、更にはパンデミックを制御できるようになればすぐに再び成長を遂げるよう期<sup>最近のエコノミストによる報告書では</sup>、公的債務、対外債務、融資や外貨準備の観点から、ベトナムをパンデミック後の安全な経済の1つと位置づけています。

さらに、世界銀行は、政府債が少なく、また、多額の外貨準備高やタイムリーな金利の引き下げから相当の財務余力があるとみて、ベトナムのマクロ経済を安定的だとみています。

ASEAN5カ国の中でも、ベトナムは成長の見通しが最も良い国です。私たちは何十もの自由貿易協定に署名し、国際市場への円滑なアクセスのために前例のない環境を切り開きました。

このバリューチェーンの転換は、ベトナムをチェスボードの中心に据えるようになってきているともいえます。そこでは、どんな市場参加者もプレイヤーべトナムを取り込みたいと思うでしょう。

5月9日に開催されたオンライン生中継会議「Conference between Prime Minister and Enterprises: Working together, overcoming challenges, seizing opportunities, restoring the economy」における首相演説からの引用。

# Welcome to the New Normal



Vu Tien Loc  
ベトナム商工会議所  
会頭兼社長



Dinh Thi Quynh  
Van  
PwC Viet Nam  
General  
Director





2020年版の本書は、PwCベトナムとVCCIが毎年発行している「Doing business in Viet Nam」の第9版にあたり、ベトナムの事業計画に役立つ有益な洞察を提供することを目的としています。私たちは、COVID-19の世界的な広がりとそれがベトナムの社会経済生活に及ぼす影響を反映した「特別版」を、ここに作成することとしました。

世界保健機関(WHO)の中国オフィスが武漢市でCOVID-19の最初の事例を発表した2019年12月以来、COVID-19の感染者数は世界で450万人を超えた。ベトナムでは、2020年1月23日に初めて事例が報告され、本書（英語版）の執筆時点（2020年7月29日）に至っては、459件の症例が確認され死者数は0人でした。中国と国境が接しており、また、9,600万人の人口を擁するにもかからずこの数となっています。

積極的な接触者の追跡、検査、大規模な検疫、及び、特定のCOVID-19の発生地域を殺菌又は閉鎖するための様々な機関(例えば軍隊)のタイムリーで効率的な動員といった過剰反応ともいえる諸施策を早期に講じることで、ベトナムはこれを達成することができました。これらの教訓はいま、COVID-19の新たな感染拡大に対処するために利用されています。

ベトナムでは5月中旬から正常な生活が戻ってきました。しかしながら、COVID-19に対し3ヶ月近く追加の施策を取らなかった後に最初に症例が検出されてからは、再び強い警戒態勢にあります。経済見通しは継続的に見直されていますが、我々は、今後数か月の間にベトナムにとってさらなる課題が生じると予測しています。

我々は、COVID-19は、決して好ましくありませんが、効果的な経済変革をもたらすきっかけになり得ると考えています。

ベトナムの経済は他国の経済と密接に結びついているため、COVID-19の影響から逃れることはできません。ベトナムの輸出の大部分を占める米国とEUのマーケットがこの健康危機により大打撃を受けている現状を踏まえると、輸出高は減少すると予想されています。製造業指向の経済であるため、製造・加工業が最も大きな影響を受け120万人の雇用に影響を及ぼしました。総合統計局によると、次いで卸売・小売業で110万人に、さらに宿泊・ケータリングサービス業で74万人に影響を及ぼしたとされています。

ベトナムも、他の国々のように、COVID-19の大流行により大きな打撃を受けていますが、世界銀行のStatement 2によれば、その経済は引き続き回復力を有するとされています。2020年の最初の6ヶ月では、ベトナムは依然として1.8%のGDP成長率を記録しており、これは米国、日本やEUのような世界の主要な経済と比較しても良い数値であると考えられます。ベトナムで新たに登記された資本金は、前年同期比で13.8%増加(金額ベース)しています。国民の健康を守り、また経済を回復させるために、政府は相当の努力を重ねています。

今までのところ、このCOVID-19の世界的な影響は依然として予測することができません。日常生活への影響を受け止め、COVID-19との共存体制を整えていきたいと考えています。私たちは、一方では、「結束力と対応力」をもって団結して行動することにより、COVID-19がもたらす課題を克服し、国民生活の安定を取り戻し、引いては持続的な成長を促進することができると思っています。

(1) 2020年7月23日付WHOウェブサイトより転載  
(<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>)

(2) 世界銀行、East Asia and Pacific in the Time of COVID-19 (2020年4月)

# Viet Nam: The road to integration

**1986**  
ドイモイ(刷新)

30年以上前、ベトナムでは「社会主義志向の市場経済」の創設を目的として、ドイモイと総称される経済改革が開始されました。これにより、外国投資と貿易の開放が始まりました。

**1993**  
世界銀行やIMFとのパートナーシップ

世界銀行、IMF、その他の国際機関とのパートナーシップは1993年に開始されました。これらは、ここ数十年にわたり、ベトナム社会経済の目覚ましい発展に大きく貢献してきました。

**1995**

ASEAN加盟と米国-ベトナム間の国交正常化

1995年、東南アジア諸国連合(ASEAN)に7番目の加盟国として参入して以来、ベトナムはASEAN域内の新たな二国間・多国間関係を構築し、積極的に地域経済に関与してきた。

同年、ベトナムと米国は国交正常化を表明し、それ以降両国間の貿易量は活発化しました。

**1998**

APEC加盟国

ベトナムは、約20年前の1998年に、アジア太平洋経済協力(APEC)に参加し、多国間化と国際経済統合への取組みの大きな一步となりました。APECに参加することはベトナムの発展と改革に良い影響を与えていました。

# 2019

## EVFTAへの署名

2019年6月ハノイにて、ベトナムはEUベトナム自由貿易協定(EVFTA)とEUベトナム投資保護協定(EVIPA)に署名しました。これらの協定は、両地域・国間のさらなる貿易や投資協力へ繋がる新しい時代を双方にもたらします。市場の多様化やベトナムが特定国への貿易依存度を減らす手助けとして、この合意は新たな機会をもたらすという重要な役割を果たすことが期待されています。

# 2018

## CPTPPへの署名

2018年、ベトナムの国会は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)とその関連文書を承認する議案を可決した。この合意によって、貿易の新たな機会が得られ、また、ベトナムがその経済の仕組みやビジネスの環境を改革するためのより多くの誘因をもたらすと考えられます。

# 2015

## ASEAN経済共同体(AEC)への参加

ASEAN経済共同体(ASEAN Economic Community:AEC)の設立は、ASEANが発展途上地域からより豊かでダイナミックな地域へ移行するなかで、画期的な出来事となりました。今後のAECへのさらなる統合は、ベトナムに新たな機会をもたらすと期待されています。

# 2008

## 日越経済連携協定(VJEP)

2008年に日越間で署名された「経済連携協定(VJEP)」は、ベトナムがWTOに加盟後、最初の二国間FTAとなりました。VJEPは、ベトナムと日本の双方にプラスの経済効果をもたらしてきました。

# 2007

## WTO加盟

2007年にベトナムが世界貿易機関(WTO)へ加盟したこと大きな転換点となりました。このWTOへの加盟により、ベトナムが二国間及び多国間の自由貿易協定というグローバルな舞台へと踏み出す門戸が大きく開かれました。WTOに加盟して10年が経ち、経済の改革は進み、工業とサービス業は徐々にGDPの増加に寄与しましたが、同時に農業の自給率は減少してきました。

# 2020



## EVFTAの批准

EUベトナム自由貿易協定(EVFTA)とEUベトナム投資保護協定(EVIPA)は、**2019年6月**にハノイで署名されました。これらの協定は、**2020年2月12日**には欧州議会で、**2020年6月8日**にはベトナム国会で批准されました。その後、この協定は同年8月に発効する予定です。欧州委員会は、このEVFTAをこれまでに開発途上国と締結された中で最も野心的な自由貿易協定と表現しています。EVFTAは、製造業などのベトナムの産業をさらに後押しし、COVID-19の流行後の輸出に新たな刺激をもたらすことが期待されています。

。



## ASEAN議長国に

2020年のASEAN議長国、そして2020年から21年の国連安保理非常任理事国として、ベトナムには、域内及びそれを越えた世界とのより緊密な統合政策を達成する機会があります。この2020年のASEAN議長国としてベトナムは「結束力と対応力」をテーマに掲げ、ASEANが持続可能性を維持していくなかで、結束力と一体性という決定的な役割を強調していきます。





# ベトナムは、魅力的で安全な投資先です

2007年1月のWTO加盟に次ぐ過去10年間のベトナム経済の特徴は、貿易・投資を通じて他国・他地域経済との相互連携が充実し、また増大してきているということです。ベトナムは、国際貿易・投資への門戸を開放し、様々な制度的・政策的改革を行ってきました。

新たな二国間・多国間の関係が築かれ、ベトナムがビジネスを行う上で国際基準に適合する推進力となりました。

2020年は、ベトナムのみならず他の国々にとっても、COVID-19の大流行とそれに伴う経済的困難を伴う厳しい年となっています。そのような状況においても、WHOと同様に国際機関は、ベトナムがCOVID-19への対処において迅速な対応と初期対応の成功を収めたことを称賛しています。COVID-19の阻止に成功したことで、ベトナムはパンデミックの前後において、地域における魅力的で安全な投資先としての地位が確固たるものとしました。パンデミック以前は、海外投資家はベトナムを中国以外のサプライチェーン拡大の有望拠点として注目しており、この傾向はパンデミック後も中長期的に続くと思われます。また、EVFTAやEVIPAの実行・批准、及び2020年のRCEP(東アジア地域包括的経済連携)の締結に向けた取組みからわかるように、本年はベトナムの経済統合政策における重要なマイルストーンとなる年です。ASEANでは、関税分類品目の98%削減というコミットメントを実行する段階にあります。韓国、日本、オーストラリアとの貿易に関しては、ベトナムは課税リストに記載されている製品に対する税金を引き下げています。

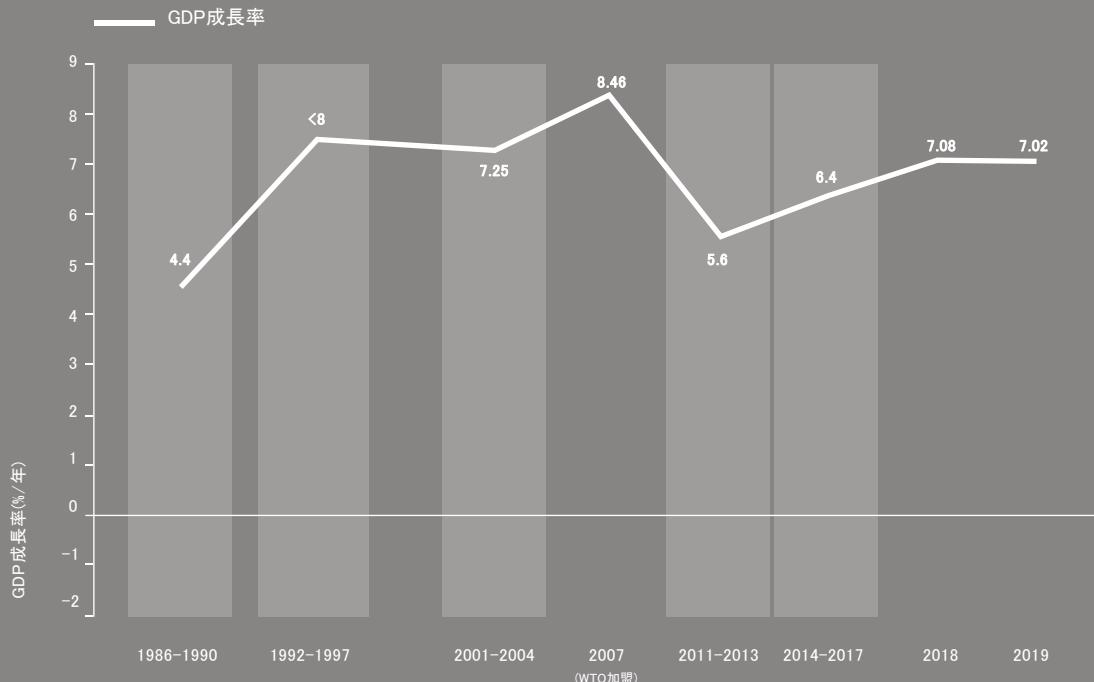
ベトナムはまた、これらのコミットメントを積極的に実現し、外国企業にとって好ましい状況を創出することを約束することにより、東南アジア及びアジア太平洋地域における重要な地政学的地位を再認識しているところです。

域内に便利な場所を持つことから、制度改革でいくつかの成果を引き出すことに至るまで、ベトナムは引き続き、域内の魅力的で安全な投資先であり続けます。

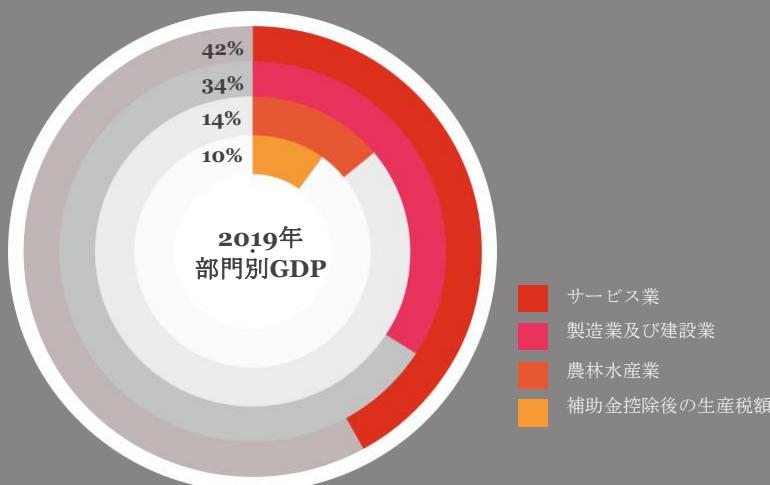
# Viet Nam economy: A strong 2019



世界経済フォーラム(WEF)によると、ドイモイ(1986年)から30年を経て、ベトナムの経済は、世界で最も貧しい経済の1つから、新興市場で躍進する経済の1つへと成長した。



2019年のベトナム経済は、基礎的な強さと弾力を示し、活発な内需と輸出志向型の製造業に支えられ経済成長の勢いを維持しました。2019年のGDP成長率は約7.02%で、2018年に記録した7.08%に非常に近く、域内で最も高い成長率の1つとなっています。



出典:ベトナム総統計局(2020年)

# 7.02%

2019年は、2011年以降で2年連続で7%以上のGDP成長率を遂げた年となりました。

経済構造面では、引き続きサービス部門が42%と最も多く、製造業・建設業が34%を占めました。2019年のGDPに占める農林水産業の割合は約14%となりました。生産への補助金を差し引いた生産税が残りの10%を占めました。

これまでの成長と経済発展に不可欠であった2つの主な原動力は、(1)外国からの直接投資、および(2)輸出能力です。

2019年のベトナムへの海外直接投資は380億米ドルを達し、過去10年間で最高を記録するとともに、前年比7.2%増を記録しました。また、直接投資の支出額も年率7%増の203億8000万米ドルとなりました。

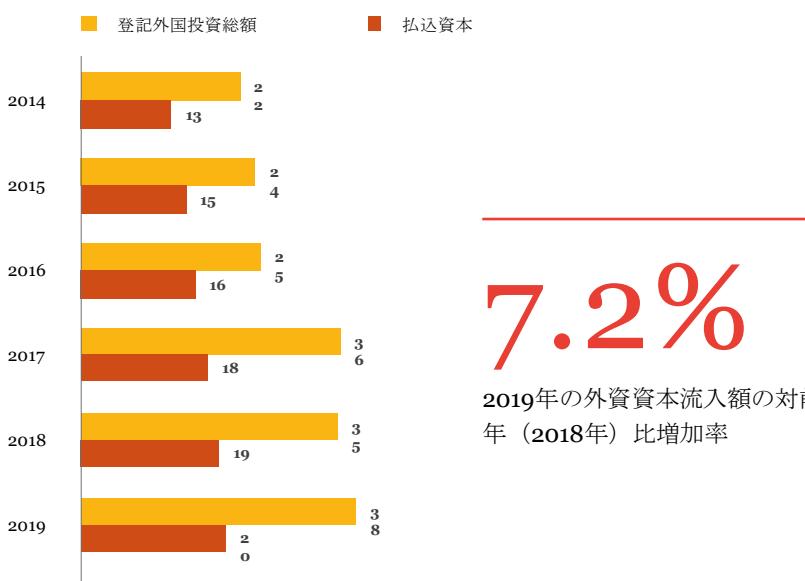
2019年にベトナムに投資した125の国・地域の中でも、韓国は79億2,000万米ドルの投資を行い、全体の21%を占める最大の直接投資国となっています。

香港は78億7000万米ドルの投資により第2位となりました。これは主に、Viet Nam Beverage Ltd Coの株式取得38億5,000万米ドルによるものです。第3位には45億米ドルの投資を行ったシンガポールが位置し、これに日本と中国が続きました。

米中貿易摩擦の影響により、香港と中国本土からの投資は2018年に比べて目に見えて急増しました。中国からの直接投資は前年同期比1.65倍に、香港からの直接投資は前年同期比2.4倍に増加しました。

## 外国投資資本流入額（2014 - 2019年）

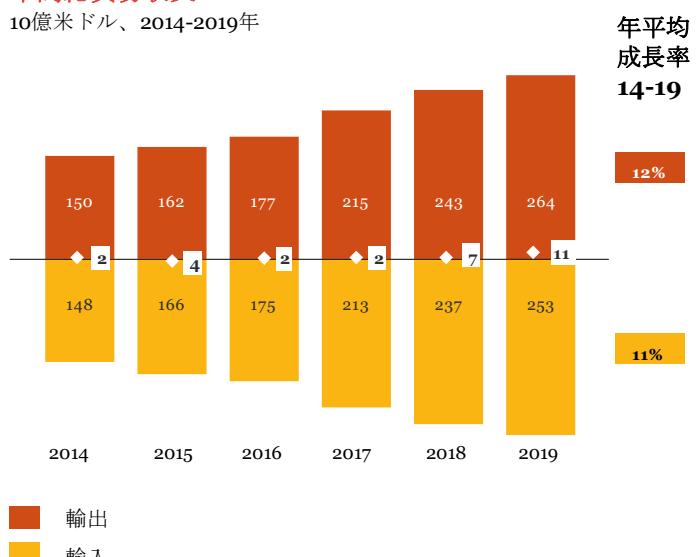
単位:10億米ドル



出典:ベトナム計画投資省、2020年

## 年間総貿易収支

10億米ドル、2014-2019年



2019年のベトナムの貿易総額は前年比7.6%増の約5,170億米ドル、貿易収支は過去最高の110億米ドルの黒字となり、見通しの良い年となりました。

税関省によると、2019年の輸入高は6.8%増の2,530億米ドルとなった一方で、輸出高は8.4%増の2,640億米ドルとなりました。着実な輸出の増加が、ベトナムの継続的な経済成長の鍵となっています。これは、ヨーロッパや米国からの輸入が全体的に増加したこと、および過去10年間にヨーロッパや米国での市場シェアが大幅に拡大したことによってたらされた結果です。

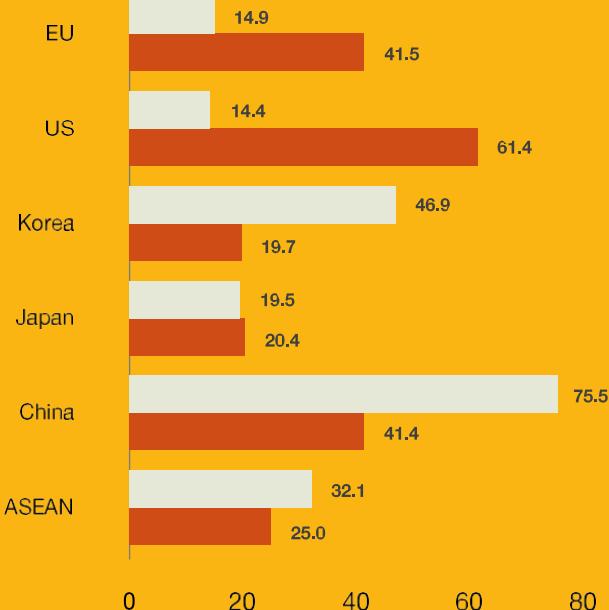
ベトナムの対米貿易黒字（米国は第2位の輸出市場）は、前年の350億米ドルから、2019年には470億米ドルにまで拡大しました。EU市場については、EVFTAへの合意を踏まえ貿易量の増加が見込まれています。

2019年の米国、欧州連合・英国向けの総輸出高に占める家電製品類の比率は、それぞれ25%、41%となっています。繊維/衣服(履物を含む)の比率は、それぞれ35%、22%でした。

## 2019年の主要貿易先

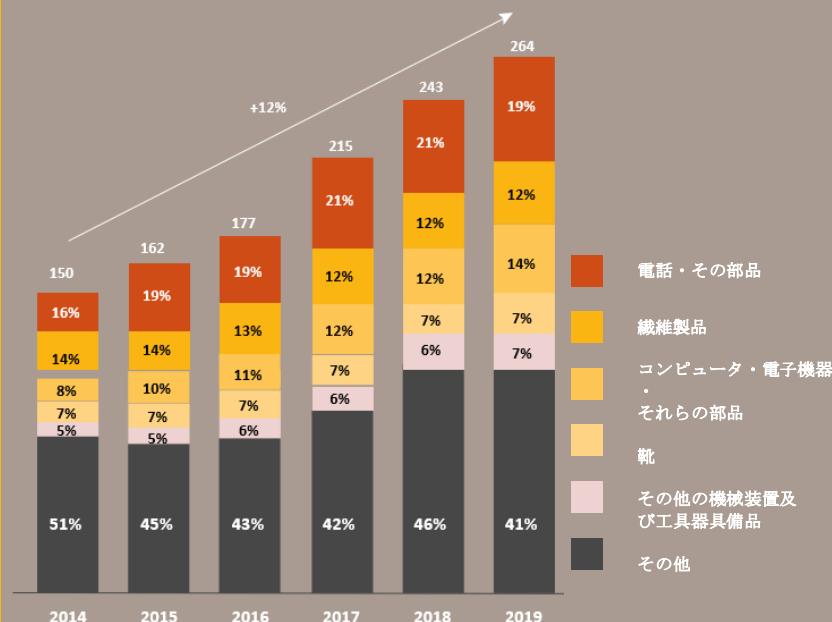
単位:10億米ドル

■ 輸出  
■ 輸入



## 輸出上位製品(2015~2019年)

単位:10億米ドル



2019  
の 主要  
FDI  
投資元

出典:ベトナム計画投資省、2020年

## 2019年主要FDI部門

登記資本合計(10億米ドル)



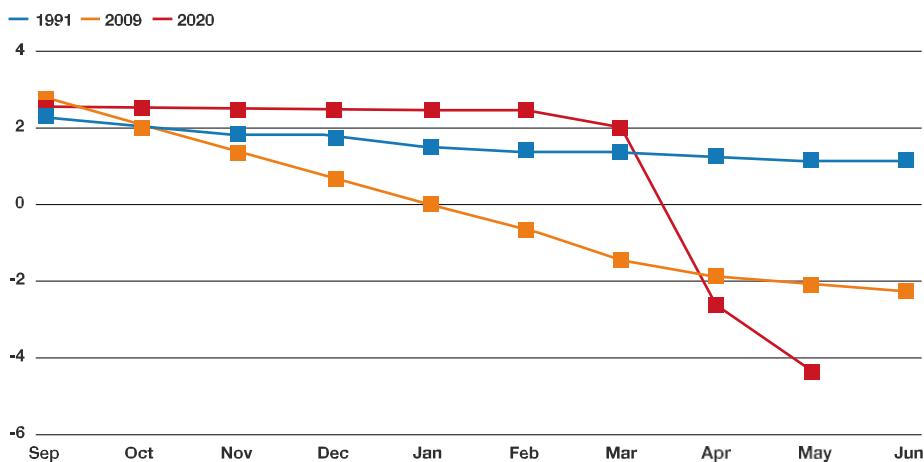
中国  
日本  
シンガポー  
ル香港  
韓国  
その他

# ベトナム経済 :COVID-19の影響



# COVID-19の大流行という稀有な災害によって引き起こされた世界的経済危機

## 世界GDPのコンセンサス予測(%)



COVID-19の大流行によって引き起こされた世界的な景気後退は、前例のない健康危機および経済危機を引き起こしています。その影響は地域によって様々ですが、影響がない場所はありません。

各国は、この大流行を抑制するために2月から病理隔離と社会的距離確保の施策を実践し始めており、多くの主要市場では、本書執筆時点でも依然として、少なくとも部分的なロックダウンを行っています。世界銀行の2020年6月時点の分析によれば、世界経済は、2020年に世界GDPが5.2%縮小するという第2次世界大戦以来の深刻な景気後退を経験するといわれています。

# 5.2%

2020年の世界GDPの縮小率  
(基本予測)

それでもなお、これはCOVID-19の流行とそのワクチンの研究の状況に大きく依存する多数のシナリオの一つに過ぎません。ほぼすべての国がパンデミックの影響によって悪影響を受けると予想されています。

また、世界銀行<sup>3</sup>によれば、東アジアを除く全ての地域で、2020年のGDP成長率はマイナスとなると考えられています。パンデミックが予測よりも長く続き、例えば2021年まで状況が変わらない場合、GDP成長率は当初の予測に比べてさらに8%低下する可能性があるといわれています。

この2020年4月には、IMFは「大規模社会封鎖：大恐慌以来の最悪の景気低迷」と表したブログを発行した。ここでは、各国がパンデミックの抑制に向けて必要な病理隔離と社会的距離の確保のための施策を実践し、世界的に大規模な社会封鎖が行われていることが強調されています。

このパンデミックは、先進国であれ新興・発展途上国であれすべての国・地域の経済に、世界金融危機よりもはるかに悪影響を及ぼす社会封鎖を強いています。

IMFによれば、2020年の先進国の成長率は-6.1%になると予測されています。新興市場や発展途上市場も、全体として、今年は-1.0%のマイナス成長となると予測されています（中国を含む）。



<sup>3</sup> 世界銀行 “What will be the new normal for Vietnam? The economic impact of COVID-19”, 2020年7月

## COVID-19による世界のヒートマップ

旅行関連業界、裁量的支出が最も大きく影響を受ける



### 高位のエクスポートヤー

- ・ アパレル
- ・ 自動車メーカー
- ・ 自動車サプライヤー
- ・ 耐久消費財
- ・ 賭博・遊興
- ・ 宿泊・レジャー/旅行  
　　・ 船旅を含む
- ・ 旅客航空
- ・ 小売(非食品)
- ・ 海運業

### 中位のエクスポートヤー

- ・ 飲料
- ・ 化学
- ・ 製造業
- ・ メディア
- ・ 金属・鉱業
- ・ 石油・ガス・油田サービス
- ・ 収益不動産開発業者(中国)
- ・ 穀物&農業
- ・ サービス会社
- ・ 鉄鋼メーカー
- ・ 技術・ハードウェア

### 低位のエクスポートヤー

- ・ 建設・資材
- ・ 防衛
- ・ 設備・輸送
- ・ 框包
- ・ 製薬
- ・ 不動産、REIT
- ・ 食料・食品小売
- ・ テレコム
- ・ 廃棄物管理

COVID-19の影響が広がることで、世界経済がいかに統合されているか、また、企業がいかにして中国を含むサプライチェーンに依存するようになっているかがわかります。

COVID-19は変化の速いリスクであり、企業や政策立案者に積極的にモニターされるべきものです。ムーディーズによれば、様々なセクターがCOVID-19に大きく影響を受け困難に直面しています。特に旅行関連の産業が最も大きく影響を受け、次いで繊維、小売、海運業の順となっています。

なによりもまず、パンデミック前には2020年の世界GDPの11.5%程度を占めると予測されていた旅行・観光業が、深刻な打撃を受けている状況です。観光客に強く依存している民間航空や小売・消費業もまた、最も影響を受ける業界の最たるものです。

国連世界観光機関(UNWTO)によると、第1四半期の国際観光は22%減少し、通年で60%~80%減少する可能性があるといわれています。ベトナム、カンボジア、マレーシアやタイを含む東南アジア諸国は、観光業がそのGDPの約5%を占めることから特に影響を受けます(世界銀行, 2020)。

繊維、衣服、皮革、履物業界(これらをアパレルと総称します)もCOVID-19の影響を受けています。

病理隔離措置や小売店の閉鎖、病気、給与の減額が消費者の需要を抑制しています(ILO, 2020)。雇用の継続とこの高度に国際化された産業の成長が不可欠である中小企業は、この世界的な危機の大きな影響にさらされる可能性が高いと考えられます。

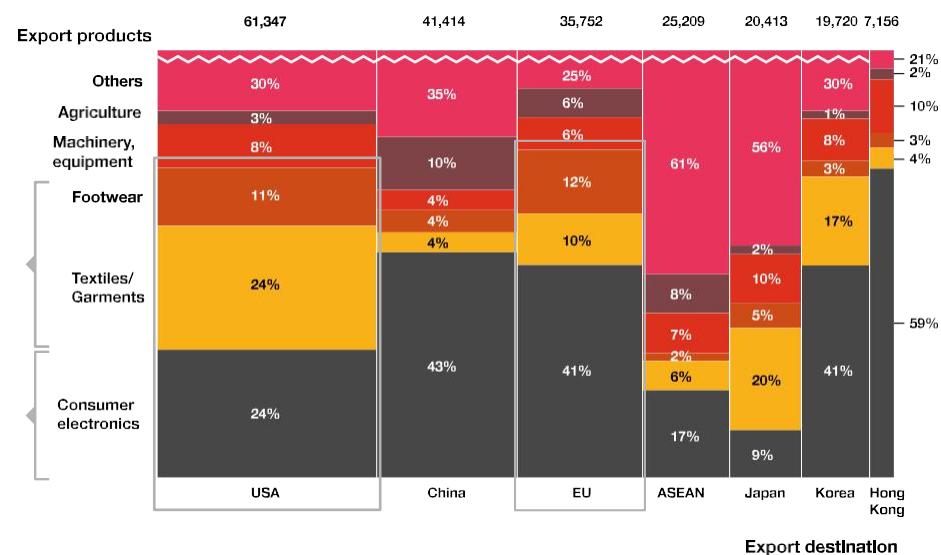
例えばEUでは、COVID-19による危機の影響は衣料品製品販売の急激な落ち込みに現れており、繊維・アパレル業はその2020年の売上が50%減少する可能性があると予測されています。

要約すると、アジア太平洋地域の新興市場では、その製造輸出に係る外需の減少、観光産業の衰退、そしてそれらが密接に結びつくサプライチェーンの崩壊により、GDPの喪失が予想されます。ベトナムやカンボジアのように、多くの国々の輸出は、輸入したインプットに依存しています。もっともその他の国々(例えば中国)は、より深刻な影響を受けると考えられます。

## ベトナムの主要輸出市場の経済低迷の見通し

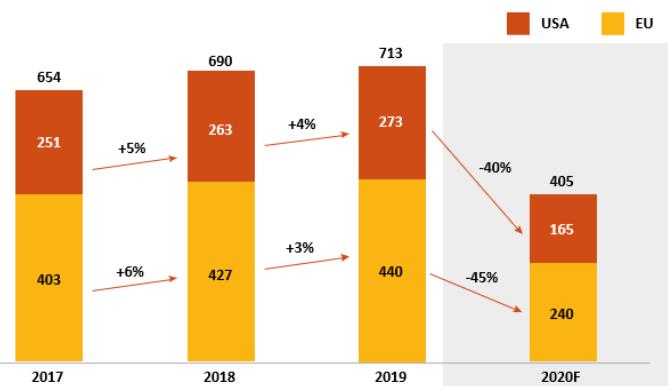
ベトナムにとって、欧米との貿易黒字の大部分は、(1)家庭用電化製品、(2)繊維、衣服、靴、(3)割合は低いが農業から構成されています。2019年のベトナムの輸出総額に占める米国とEUの割合は、それぞれ23%と15%でした。

### ベトナムの仕向け地別輸出額(2019年)



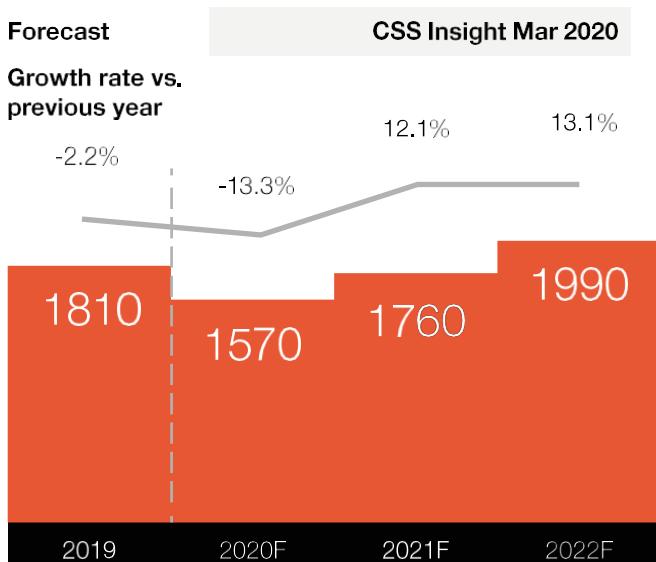
### アパレル消費への影響予測

単位:10億米ドル



### 世界の携帯電話の出荷台数予測

単位:百万



COVID-19の大流行がベトナムの貿易量に及ぼす影響は来期に現れると予想されています。社会封鎖の結果、数百万人の失業者が発生し、主要輸出市場である米国とEUに全体的な景気低迷を招いています。このように、両市場における国内消費は低迷しており、家電製品、履物、衣服(ベトナムの米国・EU向け主要輸出品目)の消費も落ち込んでいます。様々な報告書や研究で述べられるように、これらの品目の消費の見通しは世界的に期待できるものではありません。例えば以下のようです。

- 繊維、アパレル、履物については、グローバルな繊維業界のコンサルタントであるWazir Advisors社が、米国と欧州でそれぞれ-40%と-45%の消費の減少を予測しています。
- 専門の市場調査会社CCS Insightによれば、2020年の携帯電話の消費は13%減少すると予測されています(スマートフォンは-10.6%)。実際のところ、今年は、2010年以来で最低の販売量になると予想されています。

## 製造業の生産高や国内消費の成長の鈍化、観光客の減少がベトナム経済に影響を与えています

長年にわたり、ベトナム経済の拡大は、外需と地元消費が組み合わさることで牽引されてきました。世界銀行<sup>4</sup>によれば、これら2つの原動力は、輸出と個人消費の急速な拡大によって加速され、2016年～2019年のGDP成長の75%以上を占めました。現状を踏まえると、世界の多くの国でCOVID-19の大流行による影響が残っており、商品輸出や観光活動の伸びが鈍化することから、外需は減少すると考えられます。ベトナムにおけるCOVID-19の再流行、特にダナンでの事例を考慮すると、国内経済の回復は短命で脆いと予想されます。それに加えて、地元の企業や家庭の多くは、投資や消費に対してより慎重になるかもしれません。

製造業と加工業は、ベトナムの経済成長の原動力となっていました。2019年の工業・建設業の成長率は対前年比で8.9%でした。製造業も11.3%増と、前年のベトナム経済の目覚ましい成長に大きく貢献しました。ベトナムの製造業は、特に繊維、履物、家電関連企業を中心に、中国や韓国などの外国からの輸入部材に大きく依存しているため、結果としてその生産高が増加するかどうかはCOVID-19の流行状況に大きく影響を受けます。



製造業

EUは、パンデミックの拡大を食い止めるため、2020年3月から7月までの間、一時的に国境を閉鎖することとした（本書執筆時点）。これにより、手続、関税、物流・流通は鈍化し、貿易活動は明らかに中断しています。その影響はまた、EU市場における非必需品の需要の低迷にまで及んでいる。これには、農産物を除き、ベトナムの衣料、履物、家具、電子機器などの主要輸出製品が該当します。商工省によれば、COVID-19の影響が2020年後半にまで持続する場合、現在は輸出注文の大多数が保留となっていることから、ベトナムのEU向け輸出はさらに減少する可能性があり、この趨勢は米国市場でも同様になる可能性が高いといわれています。

社会的距離確保の施策と輸出国からの需要の減少により、2020年前半の製造・加工業の成長率は5%の増加に留まりました。これは2011年以後で同期間の最も低い成長率となりました。

5%

2020年前半の成長率は、2011年以後最低の成長率



<sup>4</sup> 世界銀行、“What will be the new normal for Vietnam? The economic impact of COVID-19”、2020年7月



## 観光業

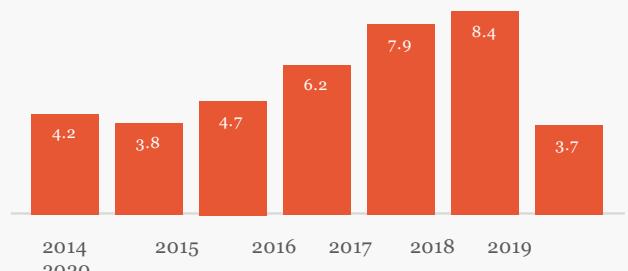


ベトナムの年間GDPの6%以上を観光業が占めており、同国の経済発展の重要な原動力の一つとなっています。

2019年末までに、ベトナムは、2018年と比較して16.2%増の1,800万人以上の国際旅行者を迎えるました。入国制限や観光地の封鎖などのCOVID-19の流行防止策により、観光客の数は大きく減少しました。これに関連し、航空業界は、パンデミックの影響で最も大きな打撃を受けた業界の一つです。

中国、韓国を含むベトナム観光の主要な源流国からの運航が制限され、

### 6か月間の国際観光客数(百万人)



出典:ベトナム総統計局(2020年)

前述した観光客数の大幅な減少の一因となりました。ベトナム航空は、2020年末までに250万人の乗客が減少し、12兆VND(5億1900万米ドル)の収益減を被ると予測しています。



## 小売・消費財 (国内消費)

COVID-19が大流行したことで、政府は社会的および公衆衛生上の様々な施策を行っています。これは、結果的に国内消費に影響を与えていました。消費財・サービスを含む小売業は、2020年の第1四半期で前年同期比4.7%増という過去10年間で最低の成長率を記録するに至りました。パンデミックのなか、ベトナムの消費者行動には変化がみられます。

国内小売売上高  
2020年第2四半期成長率  
**4.6%**  
過去10年間で最低

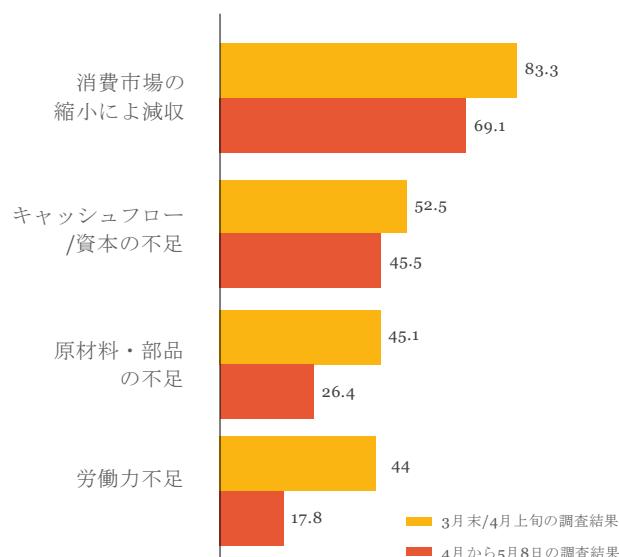
COVID-19によってもたらされた影響(つまり、失業や一時的な失業)によって、消費が減少し、国民が高価な製品を購入する前に熟考するようになります。このような最近の消費者行動の変化は、長期的には小売業界に影響を与えると考えられます。

ニールセン調査によると、半数近く(47%)の人々が食習慣を変え、60%が娯楽が変化したと答えています。一方、回答者の70%は旅行計画を再評価しなければならず、最大44%の回答者の収入がパンデミックの影響を受けざるを得ませんでした。



COVID-19の流行による経済的影響は、ベトナムの企業心理に重くのしかかっており、勅許会計士協会（ACCA）の調査によると、ベトナムの主要金融会社の77%が、当事業年度の世界平均(84%)よりはわずかに良い結果となるが、収益は減少する可能性が非常に高いと予測しています。これらの調査結果は、VCCIが2020年4月初め（当時はベトナムでCOVID-19の感染者がピークの時期でした）に実施した別の調査結果と同様の結果でした。そこでは、83%が消費市場が縮小したと回答し、52%が資本とキャッシュフローの喪失に対する懸念があると回答しました。しかし、驚くべきことではありませんが、次回のVCCIの調査結果(5月上旬)では、以下の図表に示されているように前述の調査への回答はそれぞれ69%と45%とベトナム企業の楽観的な見方が明らかとなりました。特に、十分な受注がなかったために従業員を削減しなければならないと答えた企業は、全体の約18%にとどまりました。今回の調査は、社会的距離確保の措置が解消され、ほとんどの企業が事業を再開した後に行われたもので、ビジネスの改善を示す一助となりました。

#### VCCIによる調査 - COVID-19がベトナムのビジネスに与える影響



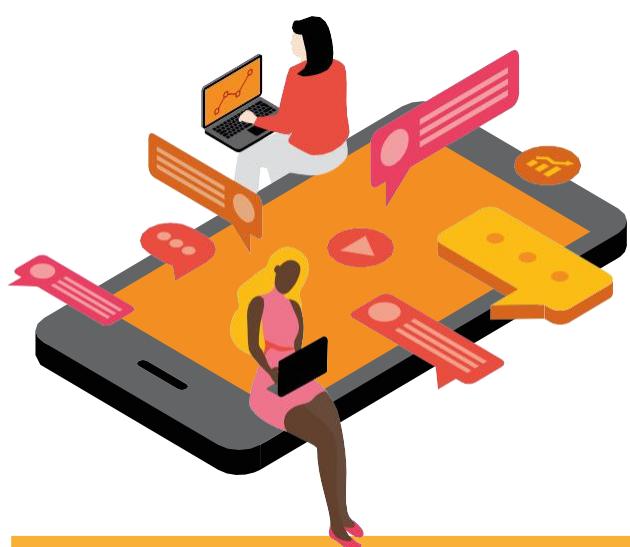
2020年7月25日、ベトナムは、3カ月近く経って初めて局所的な感染事例を検出し、同国を再び強い警戒態勢にはいりました。本書執筆時点では、政府はダナンにて社会的距離の確保を要求しています。これは、ダナン市において80件以上の症例が確認されているためです。

ハノイやホーチミンなど他の大都市では、通常どおりビジネスが行われていますが、一層の警戒態勢を維持し、新たな感染の波に備えていく必要があります。

2019年版の「Doing Business Guide」では、ベトナムが魅力的な投資先である主な要因の例示として、(i)中国に隣接する戦略的な拠点であること、(ii)制度的・規制的枠組みが強化されていること、そして(iii)9,600万人以上の人口を有する有望な消費者市場を持つことを挙げています。

この2020年版では、海外投資家から最近になって高く評価されている「安全な投資先」という非常に重要な要素を強調できることを誇りに思います。

**COVID-19の感染拡大を抑えることに成功した結果、魅力的で安全な投資先というベトナムへの高い評価が確立され、称賛されています**



積極的な公衆衛生対策と政府の景気刺激策は、影響を受けた企業の負担を減らすことに貢献しています

1月28日、COVID-19の最初の感染事例2件がベトナムで確認されました。これを受け、中国本土からの全ての航空便の運航は2月1日から停止され、3月25日からは全ての国際線の運航が停止されました。ベトナムは、COVID-19の感染拡大を防ぐため、ビザの発給を停止し、外国人訪問者の渡航を停止させました。こうした初期の措置が非常に効果的であったと証明されています。このような断固たる措置は、恐らくは2003年に発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)の流行に対処した同国の経験からもたらされたものです。2020年7月時点では、COVID-19への感染事例が継続的に発生しているシンガポールやマレーシアを含む地域の、そして世界の国々と比較して、ベトナムはこの危機に上手く対処し、その努力は実を結んでいるといえます。

ベトナムにおける早期の健康状態の把握や封じ込めの戦略は、COVID-19の感染を減少させるに当たり、主導的な役割を果たします。これにより、パンデミックが同国経済に及ぼす影響、ひいては進行する世界的な混乱をも最小限に抑えました。その要点は右記の通りです。：

#### Safe score 20 最も安全な地域



Deep Knowledge Groupによると、ベトナムはCOVID-19に対する安全性が最も高い世界20か国の一つです

- 9月24日、ベトナムの保健省は、COVID-19の感染事例が合計1,069件であることを確認しました。感染者のうち991名は回復し、退院しました。また、35名の死亡が報告されました。
- 学校や企業は、メーデー(2020年5月1日)の後に業務を再開しました。
- 6月の消費財・サービスの売上高は5月の数値を6.2%上回りました。
- 4月30日からは、ランソン北部の国境ゲートで中国との通関が再開されました。

## 政府の景気刺激策

パンデミックの影響を受けた雇用主や従業員に対して、政府は以下のような財務的支援を行っています。

- ベトナムは4月9日、パンデミックの影響を受けた人々への財務支援策である決議第42号/NQ-CP(以下「決議第42号」)を発行しました。これは6区分に分類された個人および企業を対象としています。
- Nguyen Xuan Phuc首相は、税金・地代の支払い期日を5ヶ月遅らせる政令41に署名しました。これにより繰り延べられる支払いの見積額は合計180兆ドン(77億米ドル)でした。
- 企業及び労働者は、年金基金への拠出を繰り延べることが認められました(最大12か月)。
- ベトナム政府は、人口の約20%(低所得者、失業者、営業を停止している事業主)を対象に36兆ドン(15億米ドル)の現金を配布する施策を発表しました。
- 政府は電力価格の10兆ドン(4億3000万米ドル)のリバートを発表しました。企業や家庭を支援するもので、3ヵ月間で最大10%を上限とします。

これらの施策は、Decision Labが実施した EuroCham Business Climate Index (2020年第1四半期)によると、外資企業を含めた企業から高い評価を得ています。これらの中でも、税金・地代の支払い期限の延期やSIHUIの拠出停止といった施策は、影響を受けている欧州企業に高く評価されており、当該期間を通じた支援や一時解雇の軽減にも潜在的に貢献すると考えられます。

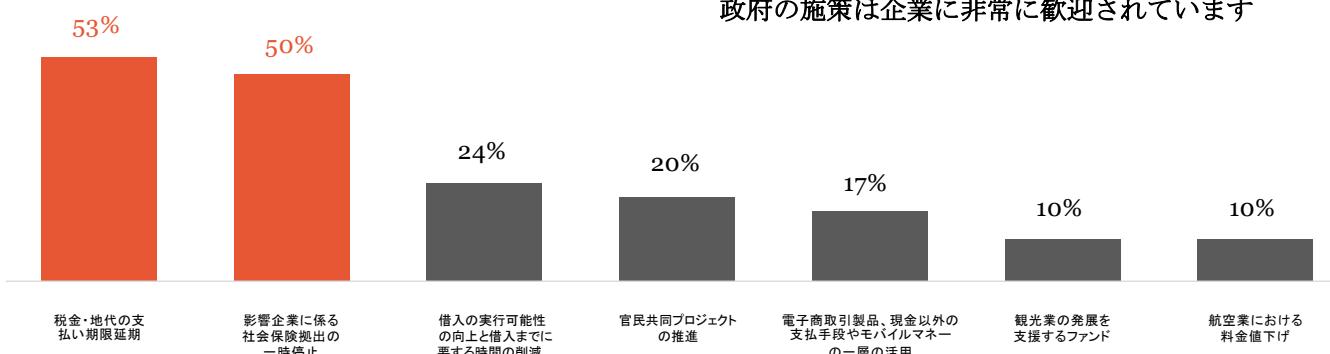
- ベトナムの中央銀行は、COVID-19の大流行による経済的打撃からの回復に苦戦している企業を支援するため、5月13日付で2か月ぶり2回目となる政策金利の引き下げを行いました。貸付基準利率(リファイナンスレート)は5%から4.5%に、基準割引率(ディスカウントレート)は3.5%から3%に引き下げられています。



ベトナム中央銀行は、企業の生産再開を支援し景気回復のスピードアップを目的に、**2020年**に**2度**の利下げを相次いで発表しています。これにより不動産市場へ好影響をもたらすでしょう。言い換えれば、健全で先進的な経済が、不動産を含む消費と投資の需要を増大させるでしょう。

PwC Vietnam  
PwC Vietnam  
Bao Dau Tu Chung Khoan (2020年5月) より引用

## 政府の施策は企業に非常に歓迎されています



出典: EuroCham Business Climate Index (Decision Lab, 2020年第1四半期)

政府のタイムリーなサポートと強いコミットメントにより**2021年**までに経済が復調することが期待されます

### COVID-19の発生による主要国のGDP成長率予測の修正

単位:割合



出典：ADB、IMF、PwC analysis

アジア開発銀行(ADB)、国際通貨基金(IMF)、フィッチ・レイティングスなどの様々な国際機関の予測によれば、ベトナムのGDP成長は引き続き勢いを増し、その他の東南アジア諸国をリードする予想されています。修正された予測においても、ベトナムの短期的な経済見通しは依然として明るいままです。  
2020年はCOVID-19の影響により世界の大半で景気後退が続くと予測されている中で、ベトナムは成長を続ける数少ない国になると予想されています。

半年から1年後のCOVID-19の影響を測定することは難しいですが、強じんなマクロ経済・財政構造と効果的な対策があれば、**2021年**には景気は大きく回復するものとみられます。

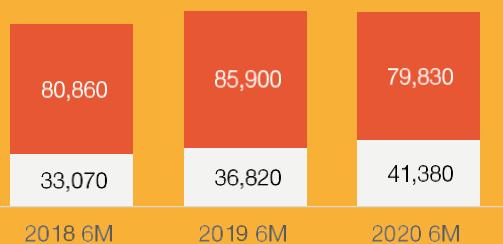
世界銀行の**2020年7月**のアップデートによると、ベトナムの成長率は**2021年**までに**6.7%**に達した後、**2022年**には**6.5%**程度に落ち着くと予想されています。また世界銀行により最近発行された「Taking Stock」では、ベトナムは時代の先を行き、世界経済におけるプレゼンスを高めるユニークな機会があると述べられています。

## 所有者別輸出額

### 6ヶ月間の輸出額(2018~2020年)

単位: 百万米ドル

FDI  
Domestic



HISマークイットのデータによると、6月のベトナム製造業の購買担当者景気指数(PMI)は5月の42.7から5ヶ月ぶりに51.1に上昇しました。これは4月にPMIが過去最低の32.7を記録して以来、回復が続いていることを示しています。主要な経済指標を見ると、ベトナムは輸出への影響を最小限に抑えることができたと言えます。しかし、米国や欧州を含むベトナムにとっての2大市場への輸出の回復は今年の後半になると見込まれていることから、COVID-19がベトナムの貿易活動を圧迫することは確実と見られます。

CPTPPやEVFTAを含む新世代FTAは、ベトナムの世界貿易における地位を向上させる好機となり、国内生産の後押しとなるはずです。2020年8月のEVFTAの発効が企業のモチベーションを創出し、ビジネスの確実性を増大させるかもしれません。本書執筆時点では、ベトナムの繊維、履物、家具、特に電話、電子部品を含む主要輸出品はEUでの需要が大きいです。

EUと英国におけるCOVID-19の影響が継続していることから、欧州の状況がさらに安定するまでは、EVFTAの有効性とベトナムの輸出および現地企業の回復が遅れる可能性があると予想されます。

生産に関して、フィッチ・ソリューションズは、ベトナムの通貨安はサプライチェーンの混乱と需要の見通しの低迷による強い逆風に見舞われているベトナムの製造業にとってサポートになるだろうと述べています。





### 6ヶ月間のベトナムへの直接投資(2014 – 2020年)

外国直接投資(FDI)は、ベトナムの経済成長に大きく貢献しており、常に同国の高い成長率の原動力の一つとなっています。FDIがベトナムのGDPに占める割合は、1995年の6.3%から2019年には約20%へとおよそ3倍に拡大しています。2020年6月20日現在、ベトナムへの外國投資総額は、前年同期比15%減の約157億米ドルとなっています。この数字には、新規登記資本金、調整後資本金、海外投資家による拠出資本金および株式購入額が含まれます。

しかし、2019年と比較すると、今年の海外投資家による拠出資本金および株式購入額は、6ヶ月間の同時期と比べて2.6%増加しました。政府の抜本的な対策が効果を発揮し、ベトナムへの海外投資の減少はすぐに回復するとの見方が示されています。

パンデミック以前は、米中貿易戦争により、中国からの生産シフトの動きがあり、多くの製造会社がベトナムを次の進出先として見ていました。COVID-19の流行により、企業の中国からの生産シフトの動きがさらに加速することが期待されています。



出典:計画投資省、2020年

### ベトナムへのFDI(2020年 6ヶ月間)

外国直接投資合計

**15.7** billion USD

前年同期比85%

新規登記資本

**8.4** billion USD

調整後投資資本

**3.7** billion USD  
up 26.8%

海外投資家による拠出資本金  
および株式購入額

**3.5** billion USD  
up 2.6%

出典：ベトナム計画投資省、2020年





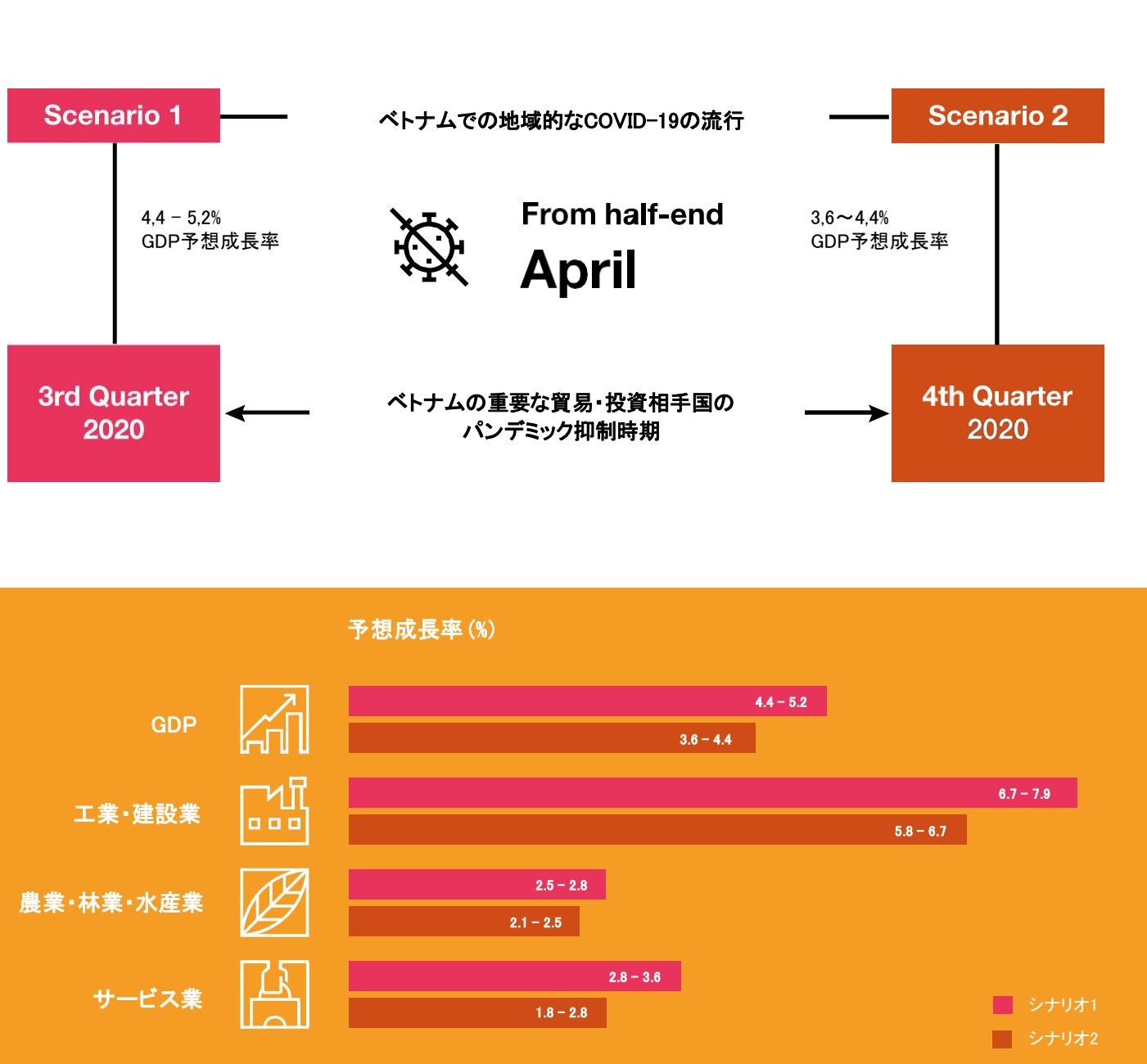
昨年、ベトナムは2年連続の成長率7%を達成し、国際ランキングでの競争力指数が向上したことを背景に、**2020年**のGDP成長率の目標を**6.8%**としていました。パンデミックの発生など一連の課題がある状況下で、この目標を達成するのは容易ではありません。COVID-19の想定外の拡大を受けて、世界や地域の状況に合わせて当初の目標を見直す必要がありました。

こうした背景を踏まえ、計画投資省は5月中旬に、GDP成長の2つのシナリオを検討しました。これら2つのシナリオは、**2020年4月末までにベトナムがCOVID-19を封じ込めると仮定したもの**であり、実際にそれは達成されました。

このスキームに基づき、**2020年**における多くの社会経済、財務、国家予算の目標が更新され、調整されます。

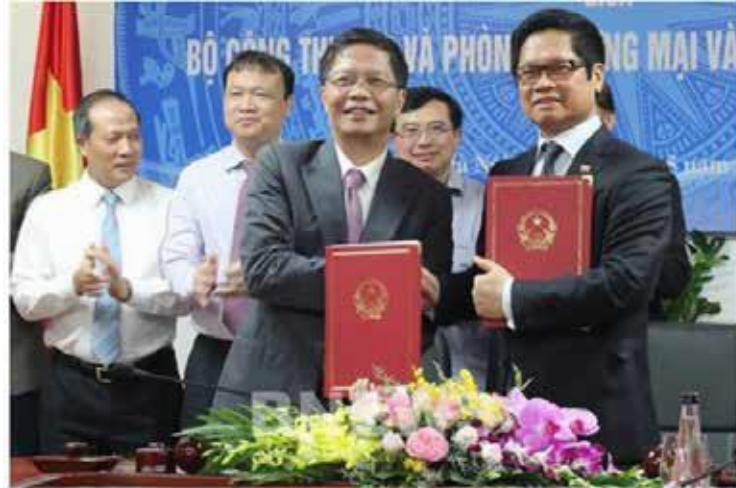
2つのシナリオは以下の通りです：

- 第1のシナリオとして、ベトナムの主要な貿易・投資相手国のパンデミックが第3四半期に概ね抑制された場合は、今年の経済成長率は**4.4～5.2%**になると予測されています；
- 第2のシナリオとして、ベトナムの主要な貿易・投資相手国のパンデミックが第4四半期に概ね抑制された場合は、今年の経済成長率は**3.6～4.4%**になると予測されています。



COVID-19の流行に関する困難に対応する企業を支援するためには提案されている主要な政策は以下のとおりです（これらは本書執筆時点ではまだ草案であることにご留意ください）。

- 2020年度の中小企業の法人所得税（"CIT"）を50%免除する
- 企業の投入コストを削減するため、困難に直面している商品やサービス、生産に使用される商品や原材料に対する付加価値税（"VAT"）の税率を50%免除または引き下げる
- COVID-19の影響を大きく受ける業界（例えば、航空や観光業）については、2020年の付加価値税の返金を検討する
- 2019年分のCIT、VAT、個人所得税（"PIT"）、土地賃借料について、支払期日を1年延長（政令41/2020/NĐ-CPで規定されている現行の繰延期間は5ヶ月）するための調査と政府への報告を行う
- 企業からの輸出を奨励するため、輸出税の一部について5ヶ月間（2020年第2四半期末まで）の支払猶予について検討し、政府に報告する
- 特にCOVID-19の発生前に実施された貸付について、企業の新規貸付および既存貸付の利率、コストを2%免除、削減する
- 以下の企業に対して、優遇金利の融資を行う：
  - COVID-19の影響で多額の損失を被っており商業銀行を通じた6～9ヶ月の融資期間の借入金を有する中規模および大規模企業（2020年第1四半期、第2四半期の売上高が50%以上減少し、かつ社会保険の対象となる従業員が100人以上）
  - 社会政策銀行もしくは中小企業振興基金を通じた3～6ヶ月の融資期間の借入金を有する小規模企業および零細企業



At the signing ceremony (Photo: VNA)

2020年5月7日、各省庁と関係機関との共同努力の一環として、商工省（MoIT）とベトナム商工会議所（VCCI）は、COVID-19のパンデミック後の企業を支援するための協力協定に署名しました。両者は、産業・貿易分野における法的枠組みの完成、制度や国際条約の整備、資源やビジネス機会へのアクセスの平等性の確保など、3つの重要な行動を含む包括的な協力プログラムを構築します。

また、新興企業及びイノベーション企業にとって有利な環境を構築します。



大手外資系企業の中には、コスト効率の高いグローバル拠点の拡大のために、新たな製造拠点としてベトナムへの進出を検討している企業も少なくありません。例えば、AppleのAirPodsの主要な組立委託先である台湾のInventecはベトナムに拠点を設立する準備をしていると報じられています。Googleはベトナムのパートナー企業と低価格スマートフォンの生産を開始する予定で、Microsoftは北部地域でノートパソコンやデスクトップコンピュータの生産を予定しています。

Nguyen Xuan Phuc首相は、COVID-19後の新たなFDI流入の波に備えるために、新たな投資先を探している潜在的な投資家に働きかけ、ベトナムでの事業展開について困難を抱える投資家を支援することを主な目的としたタスクフォースを設置することに合意しました。COVID-19は、政府がFDIプロジェクトを再評価し、投資家が代替投資先を探している分野をより明らかにさせる好機とも考えられます。特定された分野は、ITとハイテク、エレクトロニクス、電子商取引と物流、消費財と小売です。

ベトナムが外国人投資家にとって魅力的な投資対象になるためには、まだ多くの課題が残されています。当面は、インフラ整備や労働力の質といった投資環境のボトルネックへの対応を優先しています。2019年全体でも4つのみであった工業地帯の設立が、今年は最初の3ヶ月間で新たに5つ設立されており、外国資金の国内への流入が加速しています。



今年、投資法の改正が国会で議論されていますが、これはベトナムの国際統合へのコミットメントを調整し、経済競争力を向上させることを目的としています。改正法では、外資企業を対象とする条件付き投資分野のリストを拡大することも検討されています。これは、新世代の自由貿易協定や国際条約の下でのベトナムの市場開放に関するコミットメントを反映したものです。

“

ベトナムを投資家にとって魅力的な市場にするため、ここ数年で多くのことが発展してきました。我々は、ベトナム初のコーポレートガバナンス・コードの整備など、法規制の枠組みが継続的に改善されていると考えていますが、依然として多くの外国人投資家は懸念を抱いています。これには、規制当局による承認の迅速化と承認プロセスの明確化、財務諸表が信頼できるようにするためのすべての企業に対する法定監査などが含まれます。

ベトナムは、最近のパンデミックにおいて国民の安全を守る能力を実証しました。今、ベトナムが世界に向けて実証する必要があるのは、ベトナムが投資家にとって安全で好ましい投資環境を作り出すことができるということです。”

*PwC Transaction Services  
Tiong Hooi Ong Partner  
Vietnam Investment Review 2020年5月号から引用*

投資優遇措置は、地域、事業およびプロジェクトの規模、その他の要因に基づき投資プロジェクトに割り当てられます。ハイテク、ソフトウェア、新エネルギー、産業廃棄物再生および教育などが、投資優遇措置の対象となるビジネス領域です。完全なリストは外国投資庁のウェブサイトから入手できます。

COVID-19がベトナムの経済とビジネスにもたらす影響に対応して、以下のような形で優遇措置や施策が公表されています：

- ・ 投資期間の全期間またはその一部に対する税率の引き下げ、税率の免除および軽減
- ・ 固定資産に対する輸入関税免除
- ・ 土地賃借料の減免
- ・ COVID-19の影響を受ける従業員および国民に対する支援
- ・ インフラ刺激策

これらの施策の導入や成功についてこのような初期の段階で評価することは困難ですが、概ねこれらの取り組みや議論は経済界でも評価されています。

影響を受けたグループ（民間企業や中小企業など）を支援するためには、ベトナム政府がこのような利用可能な優遇措置や施策の認知度を高め続けることが極めて重要です。加えて、申請プロセスの詳細な内容や手続きを明確にする必要がある関係者には、さらなるサポートを提供することも必要と考えられます。

以上のような取組みにより、企業はこの危機を乗り切ることができ、ベトナム経済の急速な回復に貢献しています。また、COVID-19の蔓延を効果的かつ効率的に回避することにより、ベトナムは、当初の社会隔離措置期間から23日以内に事業を再開することができました。その他の東南アジア諸国との比較でみても、世界的なパンデミックを生き抜くための一歩となった意義深いものでした。

輸出受注の遅延やキャンセル、渡航制限、レイオフや雇用喪失の影響などにより、多くのセクターが更なるストレスを経験していますが、ベトナムはCOVID-19への効果的な対応により、2020年の世界経済をリードする国の一つに位置づけられていると言えるでしょう。

2020年上半期における世界の貿易取引は推定で18.5%の急落であるにもかかわらず、ベトナムの輸出は2019年上半期と比較してわずか1.0%の減少にとどまっています。

現地での感染がないまま100日近くが経過した後、多くの追加感染が報告されています。現在進行中の症例や第2波、第3波の発生により危機が続く中、ベトナムはCOVID-19との戦いに引き続き警戒を怠らず、従業員や企業への実質的な支援を継続しなければなりません。しかし、国内外の企業は、パンデミックを乗り切るためにより多くの配慮が必要であり、関連する政府の支援や規制を常に意識しておく必要があります。





# 「新しい日常」の受け入れ: 主要な考慮事項



これは他に類を見ない危機です。2020年4月のブログでIMFは、各国がパンデミックを封じ込めるために検疫や社会的な距離を置く習慣を実施しなければならなかつたため、世界は大規模なロックダウン状態に陥ったと言及しています。COVID-19の蔓延は、私たちの生活や仕事のやり方を、私たちが考えもしなかつたような形で劇的に変えてしまいました。今日のビジネスの新しい日常として、在宅勤務の現実、サプライチェーンの崩壊、資金不足、不確実なコンプライアンス義務、新しい政府の施策への申請の仕組みなどが挙げられます。

### 企業にとっての新しい日常とは？

世界的なCOVID-19の流行により、多くの企業が、事業を停止するか、もしくは新たな事業戦略に移行して労働力の再構成を行うか、という厳しい決断を迫られています。驚くにはあたりませんが、最新のPwCのCFOパルス・サーベイ（2020年6月15日週）によれば、ほとんどのCFO（63%）が新事業戦略への移行は、収益源の再構築または強化の一環として必要と回答しています。「新しい日常」が浸透するにはまだしばらく時間がかかるでしょう。この流行がいつ終わるか、誰も予測ができないためです。今、世界は、私たちがこれまでいた場所と向かっている場所の狭間にいます。企業が通常のリズムを取り戻せば、それまでのサバイバルモードとは異なる長期的な視点を取り戻すことになるでしょう。企業は、新しい日常の業務におけるベストプラクティスに基づいて、新たなビジネス戦略を用いて調整し、適応していく必要があります。

それらには以下が含まれます：

- 電子商取引やデジタル決済への依存度の高まり
- 在宅勤務の労働力
- サプライチェーンの再編成
- 国内市場への注力

### 「新しい日常」とは

新しい日常とは、経済、社会等が危機発生後に落ち着く状態のことであり、危機発生前の状態とは異なる状態のことを指します。2007年から2008年の金融危機、その余波による2008年から2012年の世界同時不況、そして現在ではCOVID-19のパンデミックを受けて、この用語は使われています。



PwCのニュースブ  
リーフにつきまし  
ては、こちらをク  
リック・スキャン  
してください



短期



中期



長期

## 動態化

従業員の安全確保と対応体制を確立

## 安定化

COVID-19の「新しい日常」に 対応するための課題への戦術的な対応策を展開

## 戦略化

COVID-19後の経済をより強力にするための戦略を設計

ベトナムの企業は現在「新しい日常」の中で事業を展開しており、その多くは回復段階の次へと移行し、パンデミック後により強力な体制を構築するための準備を始めています。

2020年3月にCFOのCOVID-19に対する認識と対応について初めて調査を行って以来、CFOが安全性に焦点を当て、健康、経済・社会危機を管理し、急速に変化する状況にビジネスモデルを適応させていく様子を注視してきました。最終的には、今後数ヶ月、あるいは数年の間にCOVID-19の継続的な脅威と共に存し、成功する方法を見つけなければならないことを受け入れました。感染症の第二波に備え、収益源を増やす努力をする一方で、財務責任者はこの新しい世界を歩むにあたって機動性を優先していくことになるでしょう。本稿執筆時点では、ベトナムの企業は「新しい日常」の中で事業展開を行っており、事業の再構築、機会の創出、新しい働き方の模索に焦点が当てられています。

中期的には、企業は、流動性分析、オペレーションナル・シナリオ・プランニング、政府による各種景気刺激策の評価など、事業価値を維持するための戦術的なステップを策定することが望ましいと考えられます。長期的な展望を見据えると、企業はパンデミックと共に存するために、パンデミックが長引いた場合にはどのような変化が必要となるかの検討を始める必要があります。

歴史を振り返ると、危機から新しい信じられないほどの好機が生まれることが分かります。例えば、2003年に起きたSARSのパンデミックは、アリババやJD.comのような中国の電子商取引の誕生に貢献しました。企業が現在収集しているデータと税制改正の最適化から労働者のスキルアップまで、企業が導入しているシステムは、世界経済の歯車が再び回り始めるCOVID-19後の世界において、企業がより成長するための助けとなるでしょう。

この危機から脱した国、事業、制度は、それぞれ異なった形での再興を迎えることになるでしょう。

経済がどのように回復するかについては、大きな不確実性があります。しかし、だからと言って今すぐに計画を立てることを躊躇してはいけません。取締役会、CEO、リーダーシップチームは、企業に影響を与える恒久的な変化が何であるかを見極めることから始めて、新しい日常に向けて組織を準備することにエネルギーを注ぐべきです。

## 企業に影響を与える恒久的な変化

学校の閉鎖は一時的なものと思われますが、それ以外はずっとそのままかもしれません。COVID-19による変化がビジネスに影響を与える可能性がある分野をいくつかご紹介します。

### デジタル化

COVID-19は、より迅速なデジタルトランスフォーメーションの必要性を明らかにしました。ヨーロッパからアジアにいたるまで、企業、学校、政府は、たとえ重要なミーティングであっても、迅速にビデオ会議に移行しました。例えばNguyen Xuan Phuc首相は、COVID-19への対応に関するASEAN特別首脳会議の成功を受けて、2020年4月14日にオンラインで開催されたASEAN+3（日中韓）首脳会議の議長を務めました。また、6月27日の第36回ASEAN首脳会議もオンラインで開催されました。

COVID-19のパンデミックへの対応において、ITは最も効果的なツールの一つであることが証明されています。ベトナム当局は、テキストメッセージ、ウェブサイト、ソーシャルメディアを通じた注意喚起の通知など、パンデミックに関する国民の意識を高めるためにデジタルツールをうまく利用してきました。さらに、ベトナムでは、公共サービスのためにオンラインで提出されたファイルの数がこの1ヶ月で2倍に増加しており、これは過去20年間の合計に匹敵します。

これらの出来事は、ポジティブな見方をすれば、パンデミックが企業だけでなく政府にとってもデジタルの採用と変革を加速させる大きなチャンスをもたらす。携帯電話の普及率(150%)とインターネットの普及率(70%)をパンデミック対策に大いに活用しています。さらに、ベトナムは世界で初めて5Gを試験的に実施した国の一つで、2021年に商用サービスの開始が予定されており、またアジア太平洋地域で最も低い固定ブロードバンド料金(PPP\$)を提供していることから<sup>(5)</sup>、デジタル導入はベトナムでさらに成長するための強力で支援的な基盤を持っていると言えます。

(5)オーストラリア連邦科学産業研究機構, Vietnam's Future Digital Economy - Towards 2030 and 2045, 2019年5月

通信分野に関して、昨年に国際電気通信連合（ITU）が発表したグローバル・サイバーセキュリティ・インデックスで、ベトナムは2017年の100位から50位に躍進しました。現在、計画投資省にて草案が作成されている「インダストリー4.0に関する国家戦略」では、例えば、平均生産性の毎年7%以上の向上や、すべての国家機関がデジタルトランスフォーメーションを完了し、レベル4のオンライン公共サービスを提供する、などといった具体的な目標を掲げています。

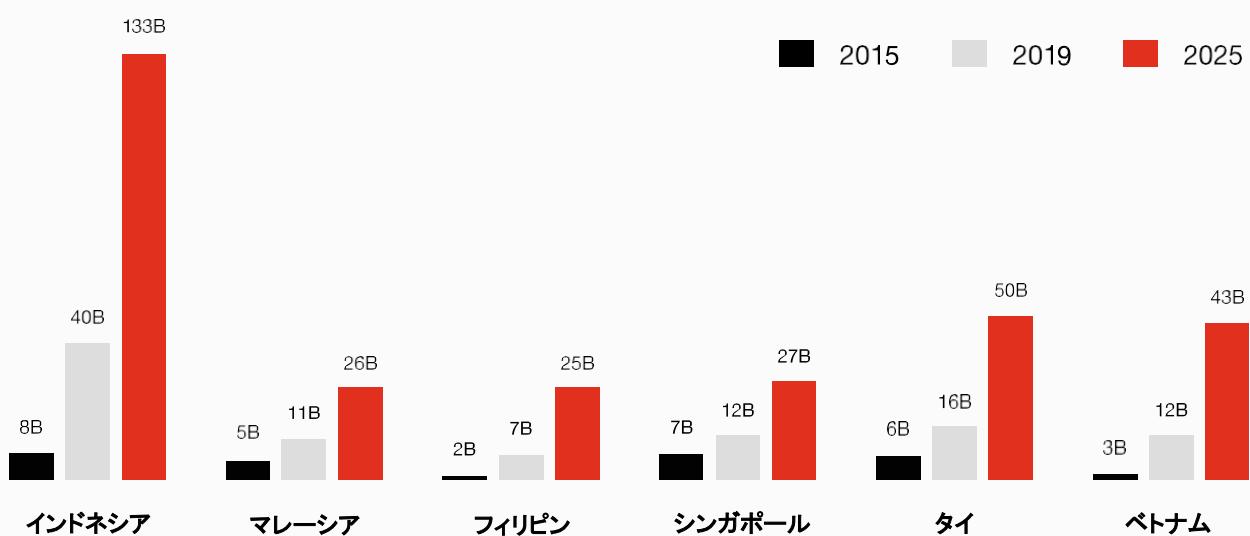


ベトナムのデジタル経済は有望で成長の余地が十分にあると考えられています。Google、TemasekおよびBain & Companyの報告書では、ベトナムのインターネット経済は、電子商取引、オンラインツアーや、オンラインコミュニケーション、配車サービスのブームにより、2025年には430億米ドルに達すると予想されています。

キャッシュレス決済はCOVID-19の流行に対抗するための重要なソリューションとして特に注目されています。International Data Corporation (IDC) とBackbase (オランダのフィンテックプロバイダー) が共同で発表したレポートによると、ASEAN地域におけるキャッシュレス取引量は比較的低い水準にとどまっていますが、モバイル取引は2025年までに400%急増すると予測されており、より抜本的な成長が期待されています。

#### 東南アジア主要6ヶ国 のインターネット経済（総流通総額、十億米ドル）

出典: Google, Temasek, Bain & Company, e - Economy SEA 2019, 2019年発行



デジタルインフラ面では、需要の急増に伴い、ハードウェア、ソフトウェアおよび性能への投資を強化する必要があります。

PwCのStrategy&が2020年5月に実施したCIO（最高情報責任者）サーベイでは、パンデミック後の「新しい日常」ではより強力なデジタル体制の構築が必要であることから、CIOは組織のデジタル環境へのより長期的な投資を検討していると述べられています。具体的には、デジタル顧客体験やテクノロジーを活用したビジネスモデルへの投資が、CIOにとって2020年と2021年の当面の最優先事項とされています。

## 不動産

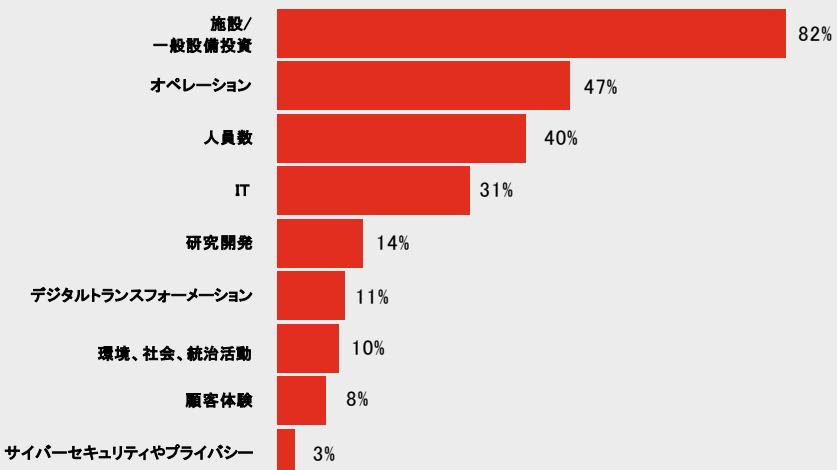
不動産セクターは、COVID-19のパンデミックにより様々な形で大きな財務的影響を受けています。例えばロックダウンによって、ベトナムのホスピタリティおよびレジャー産業における多くの不動産は10%を下回る稼働率を余儀なくされています。商業施設（ショッピングセンター）は新規拠点の建設や開発に遅れが生じ、キャッシュ不足に陥っています。

世界中の企業が全面的に、あるいは部分的に業務を再開していますが、賃料の高額な一等地で社員が大挙して仕事をするような環境に戻ることはないでしょう。バーチャル・チーミング、変動的な稼働率、そして迅速な転用に対応するために、ビジネスを再設計する必要があります。不動産の新しいトレンドとして、最近はリモートワークの影響でフレキシブルな空間が脚光を浴びています。

2020年6月11日付のPwCによるCFOを対象にした継続的な調査（パルスサーベイ）によると、COVID-19によりCFOが検討している財務上のアクションのトップは依然としてコスト削減となっています（81%）。最もコスト削減の余地がある領域としてまず考えられるのは、PwCによるすべてのCFOパルスサーベイでそうであったように、施設および一般設備投資（82%）です。これは、多くの企業が安定化フェーズが長期化し、設備を維持するのが困難になるという認識を持っていることを示しています。

そのため、企業の大型投資案件へのコミットメントや人員数の見積りなどが厳格になり、柔軟な条件でのあらかじめ用意されたスペースの需要が強まることになるでしょう。

CFOはデジタル、研究開発、サイバーセキュリティよりも一般的な設備投資を削減する傾向が強い



出典: 2020年6月11日付 PwC CFOパルスサーベイ

小売業者にとって、短期的な最大の焦点はキャッシュの維持です。COVID-19が小売業者へのサプライチェーンへ与える影響は、物流の阻害、供給業者の制約や停止、需要の混乱など様々です。今後、多くの小売業者は、オンライン注文を可能にするための適切なインフラを持つことが今後のビジネスにおいて不可欠となり、自社のオペレーションとサプライチェーンの再考が必要になると考えられます。COVID-19の危機から脱したとしても、消費者はオンラインチャネルに留まり続け、電子商取引の拡大は止まらないでしょう。GoogleとTemasekにより作成された2019年の「e-Commodity SEA report」では、ベトナムのeコマース市場は2015年から2025年の間に43%の拡大が見込まれると述べられています。そのため、企業の経営陣は、消費者の行動変化や購買習慣の変化から生まれる潜在的な機会を活かせるよう、中長期的な未来を見据えた検討を行う必要があります。

最後に、安全な投資先として知られているベトナムは、外国からの投資を受け入れる態勢が整っていると考えられます。そのため、オフィスや産業用不動産の需要は勢いを維持し、中長期的には成長する可能性があります。ベトナムが「新たな日常」に戻りつつあり、世界の金融市場が回復モードに入っていることから、国境を越えた取引は緩やかに回復し始めると想定されます。ハノイやホーチミン市のような一等地にある資産や一流のホスピタリティ・プロジェクトは、市場に出回れば依然として多くの関心を集めます。

PwCが発表した「Emerging Trends in Real Estate - Asia Pacific 2020 Survey」によると、ホーチミン市は2020年に注目される市場の中でも突出した存在となっています。過去5年間、投資ランキングを上昇させてきたホーチミン市は、現在、アジア太平洋地域の開発都市としてはトップ、投資都市としては3位と評価されています。

## 2020年 都市投資見通し

■ 概ね悪い ■ 中立 ■ 概ね良い

1. シンガポール	6.31
2. 東京	6.11
3. ホーチミン市	6.06
4. シドニー	5.99
5. メルボルン	5.95
6. 深圳	5.86
7. 上海	5.73
8. 大阪	5.69
9. 広州	5.36
10. ソウル	5.29

出典: PwC 「不動産の新興動向-アジア太平洋2020年調査」

## 2020年 都市開発見通し

■ 概ね悪い ■ 中立 ■ 概ね良い

1. ホーチミン市	5.96
2. シンガポール	5.77
3. シドニー	5.71
4. 東京	5.64
5. メルボルン	5.56
6. 深圳	5.35
7. 上海	5.32
8. 大阪	5.28
9. ムンバイ	5.21
10. バンコク	5.10

出典: PwC 「不動産の新興動向-アジア太平洋2020年調査」



## サプライチェーン

COVID-19のパンデミックは、グローバルのサプライチェーンに多大な影響を及ぼし、国際的に事業を展開する企業に対して今なお影響を与え続けています。ベトナムも、このパンデミックの第一波をうまく食い止めることができたにもかかわらず、国際的な相互連関性により影響を避けることはできませんでした。

3月下旬に CEL Corporation が実施した調査によれば、ベトナムのバリューチェーンに属する企業（小売業者、荷主、貿易業者、生産者）の 83% が供給問題に悩まされていました。そのうち 47% が、主に原材料の中国からの供給に関して困難に直面していました。また、 Decision Lab が実施した 2020 年第 1 四半期の EuroCham BCI サーベイでは、すでに 40% の会員が COVID-19 が売上高に与える最大の影響の 1 つはサプライチェーンの寸断であると報告していることが明らかになりました。サプライチェーンの寸断は、コストの増加、製品の不足など、ほとんどの領域に大きな影響を与えます。より賢く、より強く、より多様なサプライチェーンを設計することが急務であることは、この危機の大きな教訓の一つとなっています。その結果、サプライチェーンは、より現地の仕入先に依存する方向へと徐々にシフトしてきています。

この「グローバルではなく、より地域的・ローカルへの」シフトは、環境面でのメリットをもたらし、製品をより便利に販売・配送することを可能にする一方で、仲介業者の必要性を排除することになります。

Gartner, Inc. が 2020 年 2 月・3 月に実施した世界のサプライチェーンリーダー 260 人を対象とした調査により、33% が調達や製造活動を中国から移転したことがあるか、もしくは今後 2 ~ 3 年以内に移転する予定であることが明らかになりました。調査結果はまた、

COVID-19 のパンデミックは、グローバルのサプライチェーンを圧迫するいくつかの混乱のうちの 1 つに過ぎないことを示しています。

2020 年のアジャリティ・エマージング・マーケット・ロジスティクス・インデックスの調査対象者の 48% は、パンデミックが発生する以前、ベトナムとインドが製造拠点を移転する可能性が最も高い投資先であると回答していました。

世界経済フォーラムは、将来的にはグローバル企業が特定の国だけに依存するのではなく、サプライチェーンを多様化することが一つの結論として考えられると述べています。そのため、ベトナム、メキシコ、インドといった製造拠点は、このサプライチェーンの多様化の流れの恩恵を受けることが期待されています。

順位	国
1	インド
2	中国
3	ベトナム
4	ブラジル
5	インドネシア
6	UAE
7	タイ
8	マレーシア
9	メキシコ
10	サウジアラビア

出典: Agility Emerging Markets Logistics Index 2020



Agilityのレポートによると、ベトナムは2020年において最も可能性のある第3の市場であることに変わりはありません。これは、中国からの貿易のシフトに伴う輸出の増加に加えて、近年のインフラと国内市場の改善状況から見ても明らかです。本レポートはパンデミックの発生前に発行されたものですが、ベトナムは新たなサプライチェーンのトレンドを考慮すると現状を維持する可能性が高いでしょう。

近年は、企業が自国生産にシフトしつつあることから、製造能力の分散化の傾向が強まっています。この傾向は、自動化や小ロット生産のように、非常に安価の生産が可能となったことにより、多くの国がサプライチェーンの一部を自国にシフトさせたことで高まっていました。Internet of Thingsのような革新的な技術があれば、サプライチェーンは、通常時のサプライヤーが混乱に直面した際にすぐに代替のプロバイダーを検討することができるようになります。

サプライチェーンの重要な構成要素、相互依存性、データを積極的に可視化し、潜在的な運用上および財務上の弱点を適切に評価することは、緊急時における計画と管理を助けることとなり、より強じんなサプライチェーンを長期的に構築するためにこれまで以上に重要になります。

“

このパンデミックの教訓を踏まえると、企業は新たに得た機動性を今後に活かしていく必要があります。これからサプライチェーンは、もはや効率性やコスト管理に着目するのではなく、安全で強じんなサプライチェーンを構築することが重要になります。

現在の状況を戦略的に分析し、サプライチェーンをスマートに適応させることは、長期的な観点で企業にとっての競争優位となるでしょう。”

*Grant Dennis, Chairman of PwC Vietnam*



世界的なCOVID-19のパンデミックの広がりに伴い、刻々と変化する社会経済の状況に対応するために、各地で新しい法律の制定や、現行の法律の改正、規制の立案などが行われています。世界中の政府は、経済を存続させ、人々が雇用と収入を維持できるようにするために最善を尽くしてきました。現在導入されている施策のほとんどは、中央銀行による緊急流動性の供給に焦点を当てたマクロ経済的なものです。現段階で発表されている財政措置には、広範な減税措置（VATやCITの支払い延長、社会保険料（"SI"）の拠出金など）、賃金助成金、失業手当、企業への融資や融資保証などが含まれます。

COVID-19 の影響を考慮して、ベトナム政府は影響を受けた企業や個人を支援するため、指令 11や政令 41を含む多くの取り組みを実施しました。注目すべき措置としては、VATとCITの納付期限の延長、土地使用料の支払期限の延長、その他の減税措置が挙げられます。これらの取り組みの詳細については、税務のセクションをご参照ください。

異なる市場で事業を展開している企業にとって、法規制の変化に対応することは、事業の存続の助けとなる可能性があります。

ベトナムの現行の会計規則や基準に関する、WHOによる緊急事態宣言前に終了した会計年度については、パンデミックを後発事象とみなすべきかどうかを検討することが推奨されています。後発期間については、パンデミックが企業の継続企業の前提へ与えた影響および、資産・負債の認識と測定について検討する必要があります。

最終的には、政府はデータ保護、税金、さらには憲法問題へのアプローチを再考しなければならないでしょう。SARSの発生後、利益保険契約は法廷で広く追求されました。COVID-19により、特にパンデミック前に締結された契約に関する不可抗力などがその他の法的課題として注目を集めています。データプライバシーが優先される国では、個人の権利と個人データを収集することで保護される可能性のある人々の権利との間のトレードオフについて、すでに議論がなされています。



## 付録





# 1. ベトナムの概要

本ガイド、Doing Business in Viet Namは、国内および外国投資家が利用する一般的なタイプの事業体、ベトナムにおける課税および規制環境など、ベトナムでビジネスを行う上での実務面の概要を提供します。

本ガイドでは投資家がベトナムに参入する際に直面する実務面の問題も取り上げています。



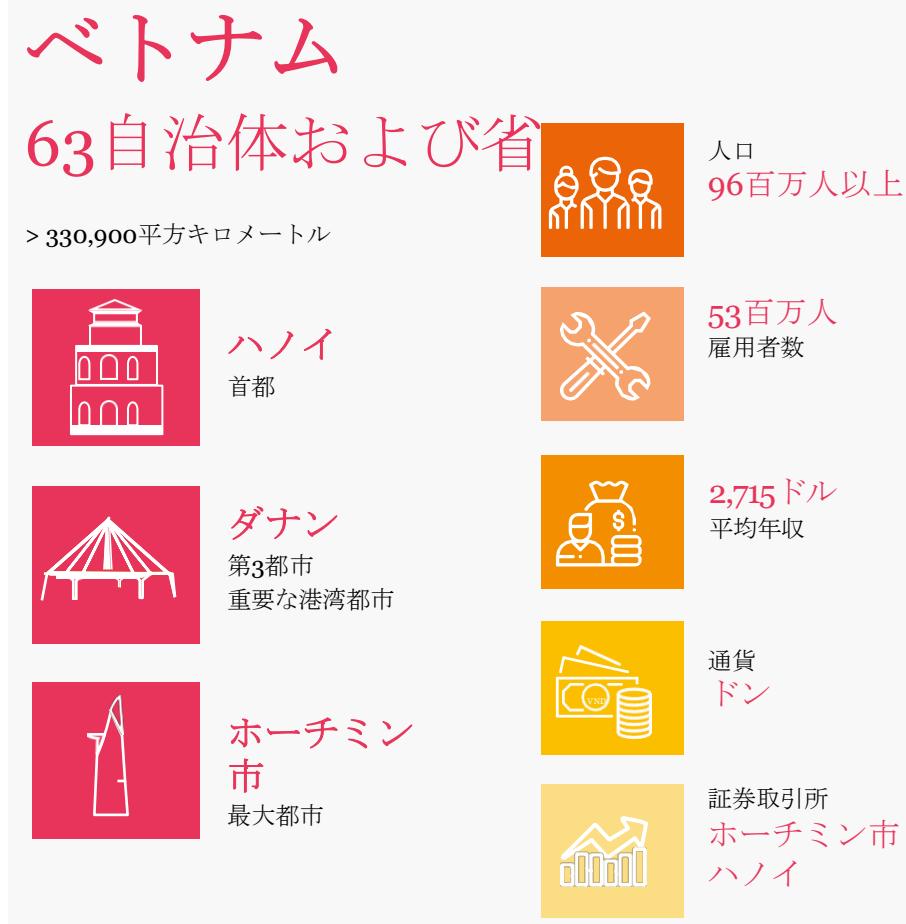
# 地理

ベトナムは東南アジアの中心部という便利な場所に位置しており、北は中国と、西はラオスとカンボジアに隣接しています。

ベトナムの総面積は330,900キロメートルを超えており、その地理には山脈と平野が含まれます。ベトナムの人口は国全体に広がっています。

2019年末の総人口は96百万人を超えるものと推定されています。ベトナムは多くの投資家にとって、潜在的な顧客および従業員の両方の巨大なプールです。

北部のハノイがベトナムの首都であり、南部のホーチミン市は最大の商業都市です。ベトナム中部のダナンは第3の都市であり、重要な港湾都市です。



# 法律および規制制度

## 政治構造

ベトナムは共産党一党支配の社会主義国です。

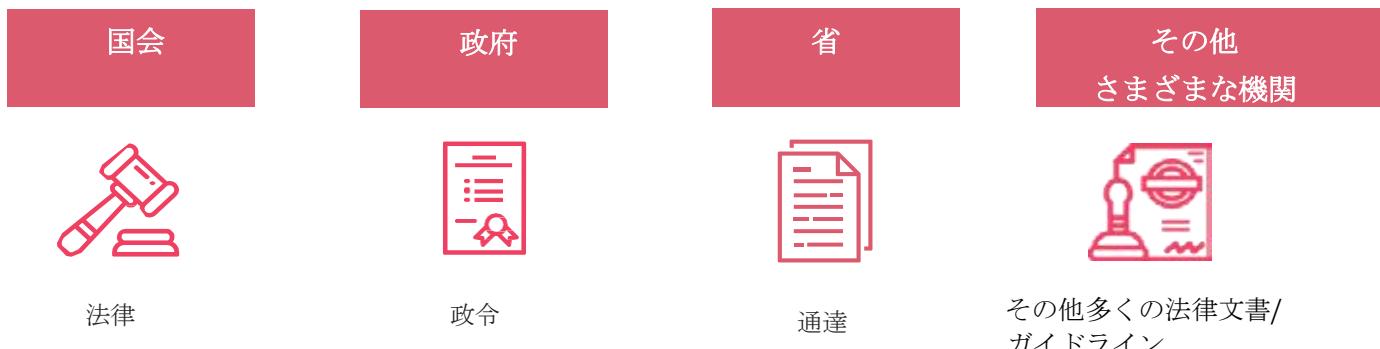
ベトナム共産党の全国代表者大会（「党大会」）は5年ごとに開催され、**2021年第1四半期**には、國の方向性 および戦略を決定し、社会経済開発政策に関する主要政策が採択されます。党大会では中央委員会が選出され、中央委員会が政治局を選出します。

ベトナムの法的権限は最高機関に集中しており、その後、**63**の地方自治体および省にある下位機関に委託されます。

国会は憲法を変更し、法律を可決する権限を有する唯一の機関ですが、その法律の実施および管理は分権化されています。

政府の優先事項のとして、法律制度の強化が挙げられ、これによって、よりビジネスに適した規制環境が実現されます。**2019年**には、IT、不動産、農業などの分野を中心に、一部の法律が施行されました。

その中で最も注目すべきなものは、サイバーセキュリティ法、ゾーニング法、競争法です。



## 投資および企業に関する法律

2014年後半、国会は投資法（LOI）と企業法（LOE）を可決し、どちらも2015年7月1日に施行されました。これらの法律はベトナムにおける企業の設立と運営に適用されています。

一連の施行規則は2015年後半に発行されました（企業登録に関する政令78/2015/ND-CP（2018年に改正）、LOEの施行に関する政令96/ND-CP、LOIの施行に関する政令118/2015/ND-CP（2020年5月に改正）を含む）。国民会議は2020年に、ベトナムの事業及び投資環境を改善するために、LOE及びLOIを改正する法律を可決する予定です。

## 知的財産（「IP」）

WTOの加盟国として、ベトナムは知的財産に関するWTOの要件を順守する必要があります。知的財産権（「IPR」）に関する法律は2005年に可決され、2009年および2019年に改訂および補足されました。IPRに関する法律によると、ベトナムでは以下の3つの主要な知的財産権が保護されています。すなわち、著作権および関連する権利、工業所有権、品種権です。ベトナムがEVFTAとCPTPP協定の両方に参加することにより、ベトナムは高水準の知的財産権保護を満たすことが求められます。

## ビジネスエチケットおよび文化

多くのベトナム人は英語ではなく母国語であるベトナム語を使用します。ただし、ベトナム、特に大都市では英語を話す人も多いです。

ベトナムのビジネスにおいて名刺を交換することは重要な儀式です。名刺は会議の始めに両手で交換します。書面の資料をベトナム語に翻訳することはベトナム人の同僚やビジネスパートナーに対する敬意を表します。

ベトナムでは直接対面してのビジネスミーティングが重要で、ランクや年功に応じて適切なレベルの敬意を示す必要があります。

## 為替管理

ベトナムドンは自由に交換できないため、海外に送金することはできません。政府は米ドルへの依存度を徐々に減らすための措置を講じています。

外貨の売買、貸付及び送金は銀行およびSBVが認可したその他の金融機関を通して行う必要があります。原則として、ベトナムでのすべての通貨取引はベトナムドンで行う必要があります。ベトナム国内における支払、契約、見積などは、原則的にベトナムドンで行う必要があります。

送金による外貨の流出は、海外からの商品およびサービスの輸入に対する支払、ローンの返済およびその利息の支払、利益および配当金の送金、および技術移転/ロイヤリティの送金などの特定の取引に対してのみ許可されています。

外国人投資家およびベトナムで勤務する外国人は、ベトナムで得た利益と収入、投資プロジェクトの清算後の残余資本を外国へ送金することが許可されています。



PwCリーガルニュー  
スブリーフにつきま  
しては、こちらをス  
キャン・クリック



## 2. 事業体の種類

外国の事業体は、ベトナムにおいて1名有限責任会社、2名以上有限責任会社、株式会社、合名会社、支店、事業協力契約または駐在員事務所を設立できます。

外国の投資家は既存の国内企業の持分を購入することができるが、業種によって、持分の制限が異なります。

投資手段の選択は、投資家数、業界、プロジェクトの規模、上場する意図があるかないかなどの要因に応じて異なります。

# 事業形態

## 有限責任会社

有限責任会社は、「社員」（つまり、オーナー）が会社に出資することで設立される法人です。各社員の出資は資本（資本金）として取り扱われます。

有限責任会社の社員は、出資の範囲内で会社の債務について責任を負います。

通常、有限責任会社の機関は、「社員総会」、社員総会議長、社長および管理者、（有限責任会社の社員が11名以上の場合は、監査役会）で構成されます。

外国人投資家が設立する有限責任会社は、以下のいずれかの形態を取れます。

100% 外資所有企業（全社員が外国人投資家）、または

外国人投資家と少なくとも1名の国内投資家との間の外資合弁企業。

## 株式会社

株式会社は、会社の株式の購入を通じて設立される有限責任法人です。

ベトナムの法律では、株式会社は株式を発行できる唯一の種類の会社です。株式会社の資本金は株式に分割され、設立当初からの各株主は株主が会社に拠出した資本金額に応じた株式を保有します。

株式会社には少なくとも3名の株主が必要です。

最大株主数の制限はありません。

株式会社の機関は、株主総会、取締役会、取締役会議長、代表取締役および監査役会（株式会社の株主が11名未満であり、かつ法人株主の株式保有割合が50%未満の場合は、必須ではない）が含まれます。

株式会社は100%外資所有または外国の投資家と国内の投資家間のジョイントベンチャーの形態をとることができます。

## 合名会社

合名会社は投資の非常にまれな形態の投資です。2名の独立したパートナー間で設立できます。パートナーは合名会社の運営に対して無限責任を負います。

## 支店

これは外国直接投資の一般的な形態ではなく、限られた分野（銀行や外国の法律事務所など）でのみ許可されます。支店は独立した法人ではありません。

外国企業の支店はベトナムで営業活動を行うことが許可されているという点で、駐在員事務所とは異なります。

## 事業協力契約 （「BCC」）

BCCは外国の投資家と少なくとも一人のベトナム人パートナー間での、特定のビジネス活動を実行するための協力協定です。

この投資形態は新しい法人の設立とはなりません。通常、BCCの投資家は収益および（または）BCCから生じる製品を共有し、BCCの負債に対しては無限の責任を負います。

## 駐在員事務所

ベトナムでビジネス関係がある、または投資プロジェクトがある外国企業は、ベトナムに駐在員事務所を開設できます。駐在員事務所は営業活動または収益を生む活動（契約の締結、所得の受取、商品の売買またはサービスの提供など）はできません。

駐在員事務所は、以下の活動のみ許可されています。

連絡事務所としての機能

市場調査の実施

本社の事業・投資機会の促進

これは、特に、市場参入戦略の第一段階において、ベトナムにおける法律上登録できる設立の非常に一般的な形態です。

## 官民パートナーシップ契約（「PPP」）

官民パートナーシップ（「PPP」）契約は、インフラプロジェクトおよび公共サービスに対して政府機関とプロジェクト会社との間の契約に基づき実行される投資形態です。

PPP契約には、建設-運営-譲渡、建設-譲渡、建設-譲渡-運営、建設-所有-運営、建設-譲渡-リース、構築-リース-譲渡および運営-管理契約が含まれます。

官民投資家はどちらもPPP契約への参加が推奨されています。外国投資家の権利と義務は、署名したPPP契約とその契約に適用される適用規制によって規制されます。

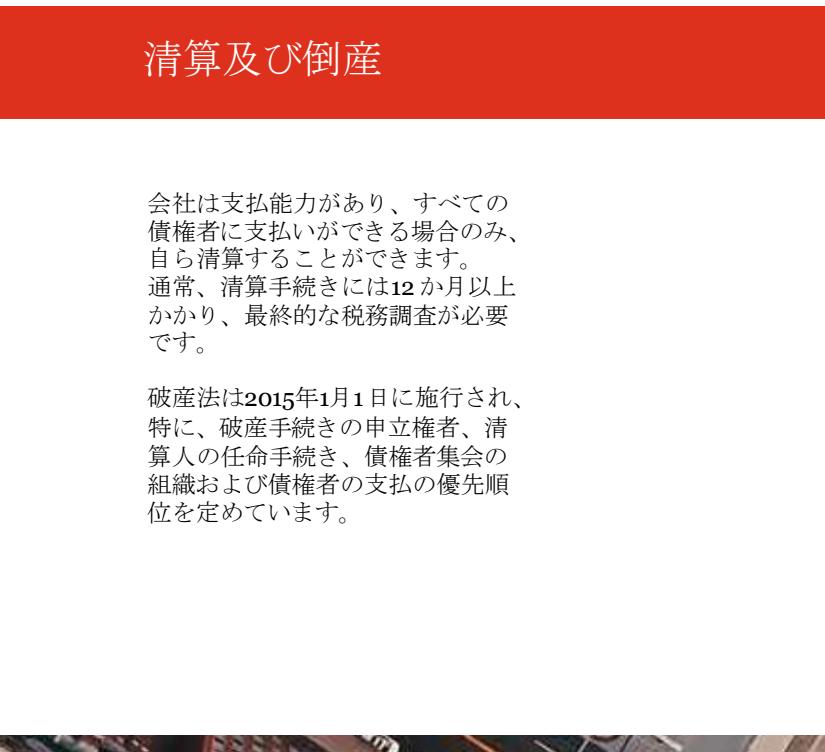


投資セクターには、以下が含まれます：

- ・ 交通インフラおよび関連サービス
- ・ 照明システム、浄水供給システム、排水システム、水/廃棄物収集および処理システム、公営/再定住住宅、墓地
- ・ 発電所および送電線
- ・ ヘルスケア、教育および訓練、文化、スポーツおよび関連サービス、政府機関の事務所のインフラ
- ・ 商業、科学技術、水文気象学、経済圏、工業地帯、ハイテクゾーン、集中情報技術ゾーン、情報技術応用のインフラ
- ・ 農業および農村開発のインフラ、農業生産と農産物の加工および消費の相関強化に対するサービス、および
- ・ 首相の決定に基づくその他の事業



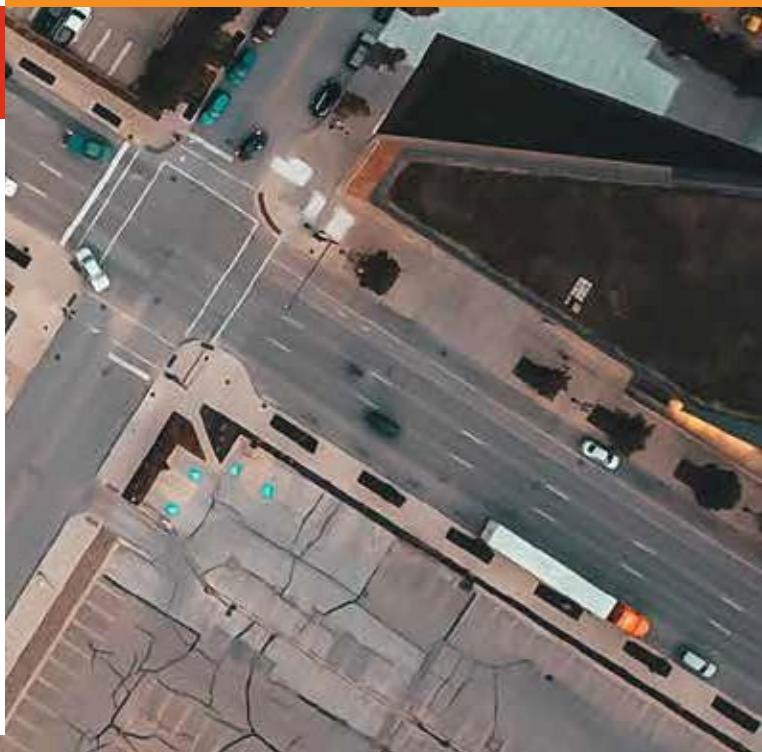
## 清算及び倒産



会社は支払能力があり、すべての債権者に支払いができる場合のみ、自ら清算することができます。

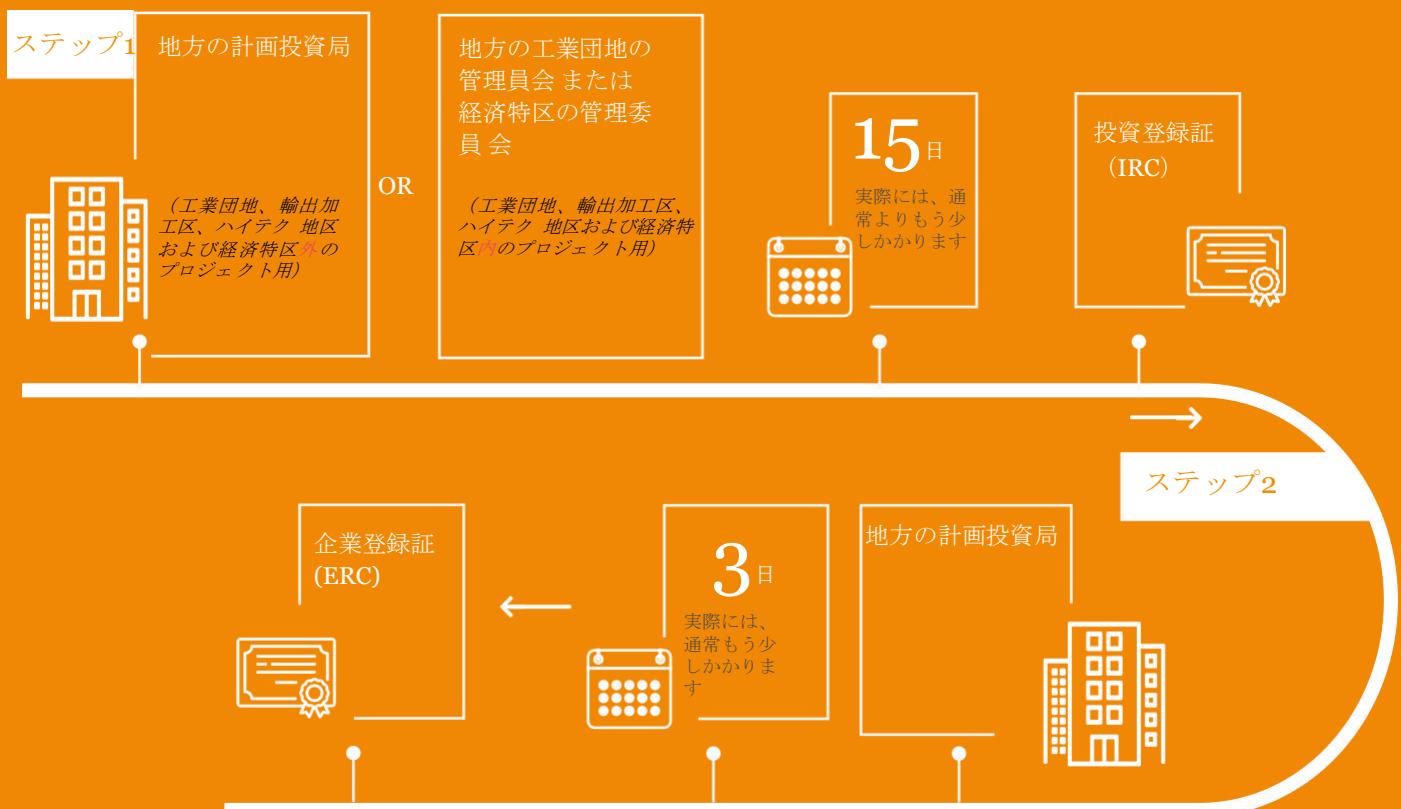
通常、清算手続きには**12か月以上**かかり、最終的な税務調査が必要です。

破産法は**2015年1月1日**に施行され、特に、破産手続きの申立権者、清算人の任命手続き、債権者集会の組織および債権者の支払の優先順位を定めています。



# 事業の立ち上げ

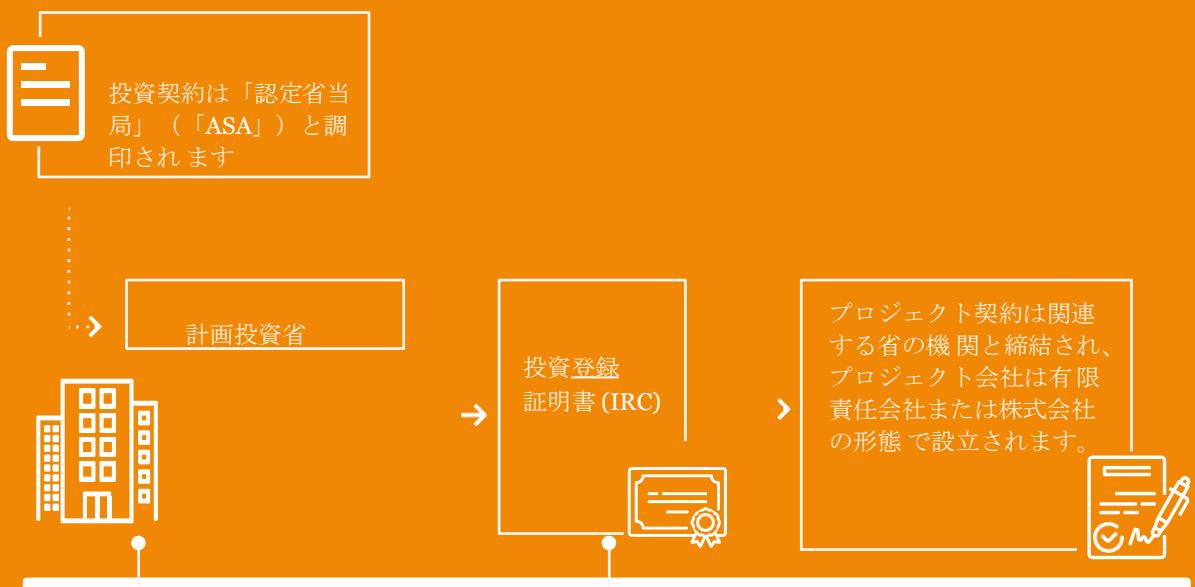
有限責任会社/株式会社/合名会社



## 駐在員事務所



## 官民パートナーシップ（PPP）プロジェクト（BOT/BTO/BTプロジェクトなど）



# ベトナム投資に関する質問

ベトナムは今後も成長し続け、外国からのベトナム投資は引き続き主要な成長要因となります。ベトナムでビジネスを行うことの複雑さを理解することは気が遠くなることがあります。

以下の表は、投資家が投資決定を行う際に考慮すべき問題をいくつか示しています。本ガイドの後続の章では、当該問題についてさらに詳しく説明します。



## よくある質問(例)

## 以下を考慮しましょう

### ベトナム全般



- ベトナムの人口統計は?
- ベトナム政府は外国人投資家にどの事業分野に従事することを奨励していますか?
- ベトナムは、他の東南アジア諸国と比較して、どれだけ収益性が高いのか?
- ビジネスのしやすさに関して、ベトナムは国際ランギングでどのようにランク付けされていますか?
- ベトナムの法的機関は何か、国民の最高レベルの代表機関は何か?
- ベトナムが締結している国際協定は何かですか?

- 市場評価
- 背景チェック
- 現在の投資家を参考

### 市場参入戦略



- 対応可能な市場の規模と成長? 需要を促進しているのは何か?
- ベトナムでのビジネスを迅速に立ち上げ、構築するために、どのような市場開拓戦略をとるのか。
- 自社のビジネスは十分に差別化されていますか? どの程度ローカライズ化すべきなのか?
- 現地のベトナムの法規制制度は、業界にどのような影響を与えていますか?
- サプライチェーン/流通経路はどのように見えるか?
- ビジネスに適した取引先は誰か?

- M&A戦略
- 法規制の見直し
- 戦略(市場参入、背景チェック等)
- 運転資本管理
- 購入価格配分
- 事業評価

### 市場参入計画



- 計画には現地の税務および法務の影響を考慮していますか?
- 現地の会計基準/要件についてアドバイスが必要かどうか?
- どのような人事関連の法規を考慮する必要があるのか?
- 自社の人事計画は、コア・コンピタンスとスキルを確立するのに十分なものか? 人材の現地化計画は必要なのか?

- 税務ストラクチャリングアドバイス
- 交渉サポート、SPAレビュー
- 運転資本管理
- 事業統合(オペレーション、人事、テクノロジー、リスクアドバイザリー等)
- 規制遵守 (法務、税務、会計)

### 3. 稅務



# 概要

ベトナムでの事業活動およびベトナムへの投資に関しては、以下の税金の影響を受けます。

- 法人税
- 外国契約者税
- 資本譲渡税
- 付加価値税
- 輸入関税
- 雇用税

これらすべての税金は国レベルで課せられます。

また、以下の税金は、特定の事業活動に影響をおよぼします。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 財産税
- 輸出関税
- 環境保護税



[ポケットタックスブック  
2020のダウンロードは、  
こちらをクリック・ス  
キャン](#)

# 税率

## 法人税(「CIT」)

20%

## 付加価値税(「VAT」)

10%

5%

0%

標準

必要不可欠な物品  
とサービス

輸出品・  
輸出サービス

## 外国契約者税(VATを除く) )

10%

5%

5%

1%

ロイヤルティ

一般サービス

利息

物品

## 個人所得税(「PIT」)

- 居住状態及び所得の性質に応じて個人所得税率は適用されます。
- 税務上の居住者は全世界所得に対して個人所得税が課されます。税務上の非居住者はベトナム源泉所得のみに対して個人所得税が課されます。
- 雇用所得については、累進税率は居住者に対して5～35%が課され、ベトナム源泉所得は非居住者に対して20%が課されます。
- 他の所得について、税率は0.1%から10%となっております。

## 雇用主

17.5%

3%

1%

SI

HI

UI

社会保険（“SI”）  
健康保険（“HI”）  
失業保険（“UI”）

## 従業員

8%

1.5%

1%

SI

HI

UI



### 税務上の優遇措置

- 10%の優遇税率が15年間適用；および
- 4年間は免税となり、その後5年間は 50%減税となります。

#### 基準

#### 適用範囲

ハイテク、環境保護、科学研究、産業基盤開発、クリーンエネルギー、コンピュータソフトウェア製造など特定の奨励分野が含まれる

#### 分野

適格経済区、ハイテク区、特定の工業団地および社会・経済的に困難な地域

#### 地域

大規模な製造プロジェクト、開発に重点を置いた工業製品製造支援プロジェクト、ハイテク企業、ハイテクを応用した農業企業への投資プロジェクト。

- 17%の優遇税率が10年間適用；および
- 2年間は免税となり、その後4年間は 50%減税となります。

#### 基準

#### 適用範囲

高品質の鉄鋼の製造、農業活動のための設備、伝統的工芸品の開発など、特定の奨励分野。

#### 分野

社会・経済的に困難な地域

税務上の優遇措置は、ベトナムへの投資を誘致する上で重要な役割を果たしてきました。

近年の税務上の優遇措置において、より高い価値の活動が奨励されるようになっています。

- 10%の優遇税率が生涯適用；および

- 4年間は免税となり、その後5-9年間は 50%減税となります。

#### 基準

#### 適用範囲

教育、ヘルスケア、文化、スポーツなどの特定の社会的分野で、特に社会・経済的に困難な地域

#### 分野

地域

- 20%の優遇税率が生涯適用

#### 基準

#### 適用範囲

有資格者の信用基金、協同組合銀行、マイクロ金融機関。

- 2年間は免税となり、その後4年間は 50%減税となります。

#### 基準

#### 適用範囲

適格工業地区における新規投資プロジェクト。

#### 分野

## 課税年度

ベトナムの課税年度は一般的に**12月31日**ですが、会計年度は**3月31日**、**6月30日**又は**9月30日**も選択可能です。

## 法人税 (「CIT」)

### 税率(Tax Rates)

CITの標準税率は**20%**です。

石油およびガス産業で事業を行う企業には、**32%**から**50%**の範囲内での税率が適用されます。

鉱物資源（例えば銀、金、宝石）の探査、開発を行う企業には、プロジェクトの地区に応じて**40%**もしくは**50%**の税率が適用されます。

### 課税所得の計算 (Calculation of Taxable Profits)

課税所得は、国内外を源泉とする総収益から損金算入が認められる費用を控除し、その他の所得を加算して計算されます。

企業はCITの年次確定申告書を作成しなければなりません。この年次確定申告書において、会計上の利益から税務上の課税所得への調整を行ないます。

### 損金不算入項目 (Non-deductible Expenses)

収益計上に直接関連し、適切な証憑（インボイス価額が**2,000万ベトナムドン**以上の場合には銀行送金の証憑を含む）で裏づけされ、かつ損金不算入項目とされていない費用が損金として認められます。

### 欠損金(Losses)

企業は、税務上の欠損金を全額、連続して最長**5年間**繰り越すことができます。

一定の活動から生じる欠損金は、互いに相殺することが認められています。欠損金の繰戻還付は認められていません。連結納税およびグループ内の欠損金通算に関する規定はありません。

### 登録、申告および納税 (Administration)

納税者は、四半期ごとに見積りに基づくCITの仮納付をしなければなりません。

もし、仮納付金額が確定申告におけるCIT年税額の**80%**未満の場合、すなわち仮納付金額がCIT年税額と比べ**20%**超不足しているときには、その不足部分に対して、納税遅延に係るペナルティが課されます。

## 利益送金 (Profit Remittance)

外国投資家は、毎年会計年度末またはベトナムでの投資の終了にあたり利益を送金することが認められています。ただし、被投資会社に累積欠損金がある場合には、利益の送金は認められません。

## 税務上の優遇措置 (Tax Incentives)

税務上の優遇措置は、優遇措置が付与された事業内容に収益生成が開始されたときに適用されます。

税務上の優遇措置では、~~優遇措置の~~実施期間は、~~延長対象事業活動~~の課税所得の発生初年度から一定期間はCITが免税となり、その後に続く一定期間は適用税率が半減されます。

企業の優遇対象事業活動にかかる売上計上開始から3年以内に課税所得が生じない場合には、4年目から免税・減税が開始されます。これらの免税と減税の適格条件はCITの規則で定められています。

申告書の提出期限は  
会計年度末から

90日  
以内とされています。

## 資本譲渡税(「CAPT」)

ベトナム企業の売却による利得は、CIT20%の課税対象となります。これは、法人税と区別される税ではありませんが、一般的に資本譲渡税と呼ばれています。

(CAPTの申告義務等につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。)



### 移転価格

政令20/2017 ND-CP（以下、「Decree20」）および通達41/2017/TT-BTC (“Circular 41”) は2017年5月より適用されています。

Decree20およびCircular41は、一般的には、経済協力開発機構（OECD）の移転価格ガイドラインおよび税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画の概念および原則に基づいています。

ベトナムの移転価格税制は、国内の関連者間取引にも適用されます。

### 関連者の定義

Decree20は、関連者の判定に用いられる出資比率基準を、25%と定義しています。また、全仕入高または全売上高の50%以上を占める取引先は、従来関連者という取扱いでしたが、当該規定は削除されました。

### 移転価格算定方法

独立企業間価格算定手法としては、OECD移転価格ガイドラインに記載されている方法、すなわち独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益分割法および利益比準法が規定されています。

### 移転価格申告フォーム

申告義務として、関連者間取引、移転価格算定方法および独立企業間価格の自己評価（もしくは、自主修正）を明記した年次申告書を提出することが要請されています。

また、納税者は、ローカルファイルとマスターファイルに含まれる情報を申告しなければなりません。

移転価格申告フォームは、会計年度末から90日以内に年次CITの確定申告書とともに提出する必要があります。

## 移転価格文書

関連者間取引のある会社は、移転価格に関する同時文書化が求められます。Decree20においては、多国籍企業からより多くの税務関連情報を収集するべく、移転価格文書にいわゆる三層構造アプローチを導入し、納税者にマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の整備を要請しています。

これらを含めた移転価格文書は、税務申告書提出日まで、すなわち、決算日後90日以内に作成しておくことが求められています。

納税者は、一定の条件に該当する場合、移転価格文書の作成を免除されます（ただし、当該Decreeの他の規定すべてが免除されるわけではありません）。

## 移転価格調査

近年、移転価格調査の実施件数は著しく増加しており、そのアプローチは年々洗練され、移転価格文書に引用されている比較対象企業の妥当性に異議を唱えるケースも多く見受けられます。

## 支払利息のEBITDA20%制限

Decree20は、支払利息総額の損金算入についてEBITDAの20%という上限を導入しています。EBITDAの20%制限は関連者間および第三者の両方に対する支払利息に適用される可能性があります。

## 実質優先の原則

Decree20は、関連者間取引を詳細に検討して、付加価値が実際にグループ内取引から創造されていることを確認することの必要性を強調しています。

実質優先の原則は、CIT上の控除可能性に特に関連しており、移転価格文書は関連者間取引の妥当性を裏付けなければなりません。

## グループ会社間の役務提供費用

Decree20は、グループ会社間の役務提供費用の損金算入に関するいくつかの基準を規定しています。

特に、納税者は、役務提供の商業的、財務的、経済的価値の実態および役務提供費用の計算方法の合理性の根拠を提供しなければなりません。

納税者への直接利益または付加価値が認められないような重複したサービス、株主費用などの役務提供費用の場合、税務控除は認められません。

### 適用範囲

外国契約者税は、ベトナムの当事者（外国企業を含む）との契約に基づいて、ベトナムにおいて事業を行っているあるいは所得を得る外国の組織および個人に適用されます。

外国契約者税は個別の税ではなく、通常の付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、または外

国人所得に対する個人所得税（PIT）で構成されます。

外国契約者税が課される所得には、利息、ロイヤルティー、サービス料、リース料、保険

料、運送料、有価証券の譲渡およびベトナム国内で供給される物品もしくはベトナム国

内で提供されるサービスに関する物品供給からの所得が含まれます。適用されるFCT税率は支払方法や販売取引によって異なります。外国企業がベトナムにおいて、商品の供給またはサービスの提供に直接的または間接的に関与している特定の販売取引は、外国契約者税の対象となります。

外国契約者税の免税対象は、純粋な商品の供給、ベトナム国外で実施され費消されるサービス、及び完全にベトナム国外において実施される各種サービス（特定の修理、研修、広告、宣伝など）です。

FCTの納税方法には以下の3つの方法があります：

控除法

直接法

ハイブリッド  
法

[\(FCTの申告義務等につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。\)](#)



### 租税条約

上記のCIT源泉税は、関連する租税条約の適用により影響を受けます。

例えば、外国契約者がベトナムの恒久的施設（Permanent

Establishment、以下“PE”）に帰属する所得を有していない場合には、

外国契約者により提供されたサービスに課される5%のCIT源泉税は、租税条約に基づき免除される可能性があります。

ベトナムは、80を超える条約を締結しており、条約が交渉段階のものもあります。

VATはベトナムにおける生産、商業および消費に使用される物品およびサービスに適用されます（非居住者から購入される物品およびサービスも含みます）。国内事業者は物品の販売およびサービスの提供にVATを課さなければなりません。

VATの計算方法には、控除法と直接法の二種類があります。

控除法

直接法

VAT税率は、以下の通り3種類が定められています。

0%

5%

10%

特定の商品やサービスに対してVAT免除が適用されます。また、VAT還付は、一定の場合にのみ認められています。ある期間における納税者のインプットVATがそのアウトプットVATを上回る場合には、将来の産出VATを相殺するために、超過分を繰り越さなければなりません。

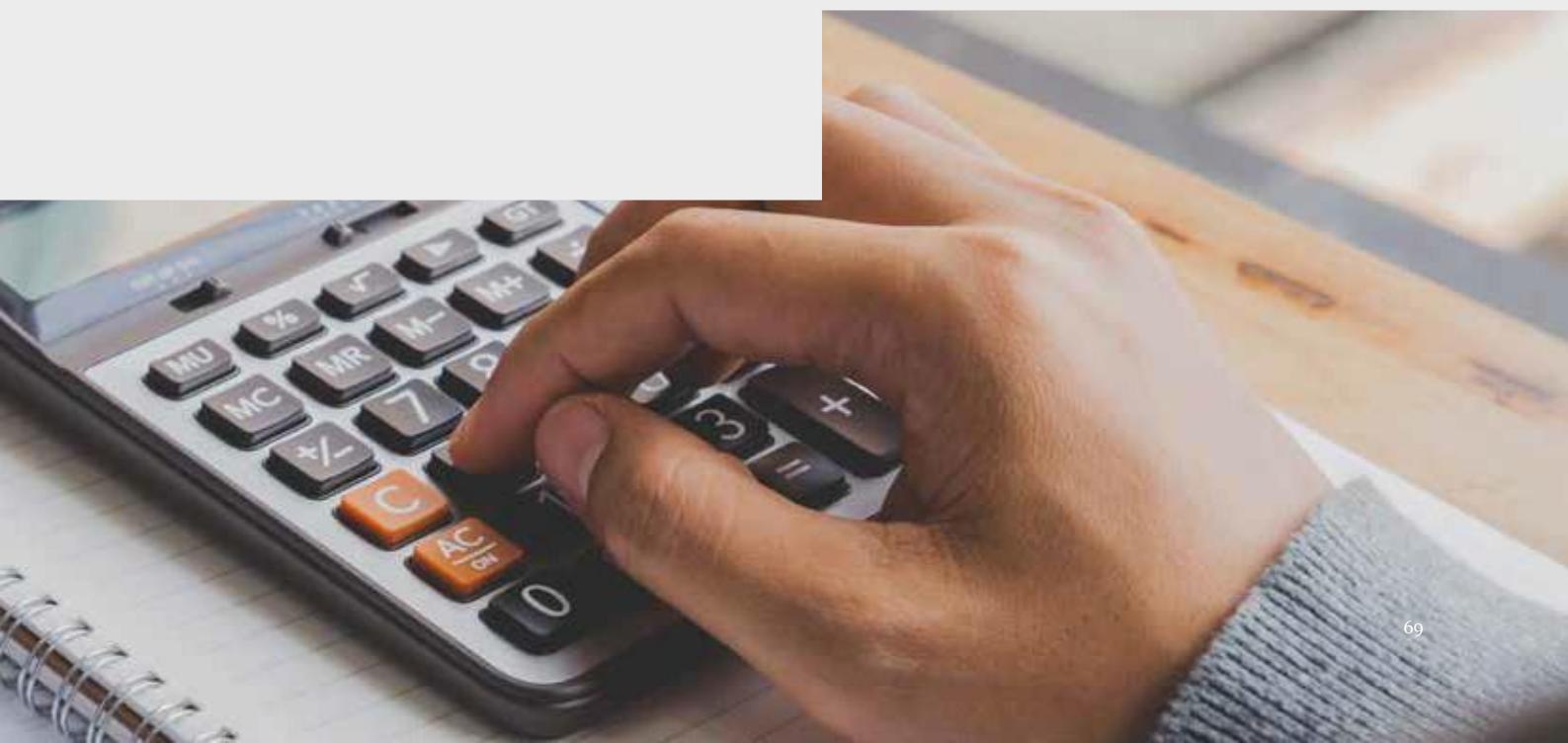
ベトナムの事業体は、事前に印刷された請求書、自己印刷された請求書、または電子請求書を使用することができる。ただし、**2020年11月**からは、すべての企業に対して電子請求書の発行が義務化される。

## 2020年11月

すべての企業に対して電子インボイスは必須となります



[\(DTAの詳細情報につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。\)](#)



## 特別売上税 (「SST」)

特別売上税は、特定の物品の生産もしくは輸入および特定のサービスの提供に適用される奢侈税の一種です。

製造業者に販売される国内生産品あるいは輸入業者に販売される輸入品の課税標準は、特別売上税および環境保護料を除く販売価格です。

販売価格が通常の市場価格に基づくものとみなされない場合、税務当局は推定課税を行う可能性があります。輸入時の輸入品の課税標準は、関税の課税標準に輸入関税を加えたものです。

製造又は輸入された商品の販売会社が独立企業でない事業体および輸入業者の場合、特定のケースにおいては、反回避条項により最低課税価格を課すことができる。

国内供給者から輸入または購入された材料に対して支払われる特別売上税額は、一定の条件を満たす場合には、控除できるものとする。

[\(SSTの詳細情報につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。\)](#)



## 輸出入関税

### 税率

輸出入関税率は頻繁に変更され、また、輸入関税率は3つのカテゴリーに分類されます：

一般税率

優遇税率

特別優遇税率

優遇税率もしくは特別優遇税率を適用するためには、輸入品の適切な原産地証明書が必要となります。

### 計算

ベトナムは原則として、WTO加盟時のベトナムによる公約に基づいて、WTO加盟国からの輸入品に対して適用されます。輸入品への課税価格は、通常、取引価格に基づいて決定される。取引価格が適用されない場合、課税価格の計算に代わる方法が用いられる。

### 免除および返金

投資奨励分野・地域に分類されるプロジェクトや特定の状況下で輸入される物品は、輸入関税が免除されます。輸入関税の還付もケースによって可能となります。

### 輸出関税

輸出税はごく一部の物品のみに課されず、税率は、0%から40%の範囲で定められています。

[詳細情報につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。](#)

## 個人所得税 (「PIT」)

### 税務上の居住者

ベトナムから利益を得ている個人は、その居住状況に応じてPITの対象となります。税務上の居住者とは、次のいずれかに該当する個人です：

- ・ 历年もしくはベトナムへの最初の入国日から連續する12ヶ月の間に183日以上ベトナムに滞在する個人
- ・ ベトナム国内に恒久的住居（在留許可証・一時在留許可証に記載されている登録済みの住所、又はベトナムに課税年度のうち183日以上の賃借期間の借家を有していることを含む）を有しており、他の税務上の居住者であることを証明できない外国人

### 税率

税務上の居住者は、所得の支払地や受領地を問わず、その全世界所得に対してベトナムの個人所得税が課されます。雇用所得については、累進税率（5%-35%）によって課されます。その他の所得については、所得の種類に応じて異なる税率により課されます。

税務上の非居住者は、課税年度におけるベトナムに関する雇用所得に対して一律20%の税率で個人所得税が課されます。また、雇用所得以外の所得については、個別の税率によって課されます。ただし、税務上の非居住者の課税範囲に関しては、適用可能な租税条約上の規定を検討することが望まれます。

海外で所得を得た税務上の居住者は、海外所得に対する外国で納付した所得税をベトナムの所得税から控除することができます。

詳細情報につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。

## 社会保険、健康保険および失業保険

失業保険の支払いは、ベトナムの個人のみに適用されます。

ベトナムの労働契約に基づき、3か月以上雇用されているベトナム人および外国人は、健康保険が支払う必要があります。

2018年12月1日以降、ベトナムで働く外国人およびベトナム人が、無期限または期間1年以上の雇用契約がある場合社会保険を支払う必要があります。

詳細情報につきましては、こちらのリンクより2020ベトナムポケットタックスブックをご参照ください。



2020年3月17日、ベトナム首相は、COVID-19の発生により企業と個人が直面する困難に対処するための措置を規定した指令11を公表しました。指令11の公表に伴い、省庁は影響を受けている事業を支援するために、新たな規制をいくつか発行しました。

[指令11の詳細内容につきましては、リンクをクリックしてください。](#)

## 特定税金の納税期限の延長

4月8日付で公布された、税金及び土地賃貸料の支払期限延長に関する政令41は新たな規制の一つとして公表されました。本政令は即日で施行となりました。本政令は、2019年または2020年において特定の事業活動より収入が発生した場合に適用されます。以下の事業を含みます：製造業、サービス業およびその他の対象事業/活動。

[政令41の詳細内容につきましては、リンクをクリックしてください。](#)

### VAT・CITの納税期限の延長

2020年3月、4月、5月、6月のVAT(月次ベースでVATの申告している会社の場合)および2020年第1四半期、第2四半期(四半期ベースでVATを申告している会社の場合)の納税期限日は、法定の期日から5ヶ月に延長されます。なお、インポートVATには適用されません。

2019年度のCIT確定申告及び2020年第1四半期及び第2四半期の暫定CIT納税期日は、法定期日より5ヶ月に延長されます。既に2019年度のCITを納税している場合、当該CITは他の税金と相殺することができます。

地方税務部門でVATおよびCITの申告書を別々に提出する対象企業の従属企業および支店も、上記の延長を受ける権利があります。ただし、従属企業および支店が対象の事業活動を実行しない場合、延長は適用できないとされています。

### 個人経営者のVATおよび個人所得税（以下、PIT）の納付期限の延長

該当する業界・分野の個人経営者は、VATおよびPITの納付期限を2020年12月31日まで延長できます。

### 土地賃貸料の支払期限の延長

企業が国から直接土地を借り入れし、年間一括払い土地賃貸料を支払っている場合、2020年期首の支払期限を（2020年5月31日から）5ヶ月延長することができます。

### その他の減税

2020年5月29日、政府は、Covid-19による企業への影響のさらなる低減を目指し、決議84/NQ-CPを発行しました。本決議において、政府は以下のようない決定を公表しております：

- 国から直接土地を借り入れし、年間一括払い土地賃貸料を支払っている企業で、影響を受けている企業について、2020年に支払い期限が到来する土地賃貸料の15%引き下げ
- 2020年末までに車の国内生産・組立を登録する際の登録料の50%引き下げ；
- 2020年3月の確定申告以降の車の国内製造・組立に係る特別売上税の納付期限を2020年12月31日まで延長。また、国内製造業の活性化を目的としたSST規制の改正を提案；

- 反パンデミック活動への寄付金を、法人所得税目的で控除可能とする。

決議84は、減税に関するさらなる提案および各省庁に対して、特定のタスクの実施に関する指示が含まれております。

[決議84に関するニュースブリーフは、こちらをご参照ください。](#)

## 社会保険(「SI」)、労働組合拠出金の停止・繰り延べ

管轄政府は以下のガイダンスを公表しました：

- 対象範囲：旅客運送業、観光業、宿泊業、飲食業等、一定の条件を満たす業種
- 時期：ベトナム社会保障(以下、「VSS」)は、**2020年6月まで**そのような停止の適用(正式な適用のための注記)を受領し、決済する。  
パンデミックが6月末までに制御されない場合、VSSは、これを**12月まで**延長することを考慮する。
- 停止期間中、企業は、従業員の福利を確保するために、SI保険料を他の2つのSIファンド(すなわち、疾病・マタニティ基金、労働災害・職業病基金)およびHI・UI保険料に拠出しなければならない。

地方公共団体のガイダンス：

影響を受けるビジネスは、評価のために、各省の労働傷病兵社会局(「DOLISA」)(一時的に労働者の50%を一時解雇した場合)または各省の財務局(「DOF」)(総資産の50%以上の損失を被っている場合)に連絡しなければなりません。DOLISAとDOFは当該ケースを管轄地区の支店当局に委任する場合があります。

その後、対象会社はDOLISA/DoFは地区レベルの当局が発行した確認書類を、SI拠出停止のために関連社会保険庁(「SIA」)に提出する必要があります。

[関連ニュースブリーフは、こちらよりご参照ください。](#)

## ベトナム国立銀行によるCovid-19下の顧客支援

3月13日、ベトナム国立銀行(SBV)は、COVID-19の影響を受けた顧客を支援するため、債務の繰り延べ、利息・手数料の免除および減額、債務カテゴリー分類の維持に関する通達01/2020/TT-NHNN(通達01)を発行しました。当該通達は2020年3月13日に発効されました。

債務返済の再構築の対象となる債務は、一定の条件を満たさなければなりません。

債務返済の繰り延べは、以下の場合に実施されます：

- 延滞していない負債または最大**10日**延滞している負債
- 2020年1月23日**から当該通達発効後**15日間**までの期間(すなわち、**2020年3月29日**)における延滞債務残債務返済の延長は、署名された契約に基づく貸付期間またはファイナンシャルリース期間の末日から**12ヶ月**を超えないものとする。

銀行は、**2020年1月23日**から、内閣総理大臣によってCOVID-19の収束を発表した日から**3ヶ月**後の最終日の翌日まで、減額する債務元本及び/又は利息支払義務に適用される社内規定に従い、利息・手数料の免除又は減額を自ら決定します。

銀行は、通達01に規定されている特定の債務残高について、**2020年1月23日**以前に分類された直近の債務カテゴリーを変更せずに維持することができます。



PwCのニュースブリーフにつきましては、こちらをクリック・スキャンしてください



## 4. 会計・監査



# 会計制度

## ベトナムの会計基準

現在、26のベトナム会計基準（以下、「VAS」）があります。これらの基準はすべて2001年から2005年に公表されており、主に当時の国際会計基準を基礎としてベトナムの状況に合わせて変更が加えられています。ベトナムでは、金融商品や資産の減損などに関する主要な会計基準がまだ発行されていないことにご留意ください。

## 会計法及び関連する実務指針

ベトナムでは、会計法は国会によって発行された最高レベルの会計規則です。関連する様々な実務指針が政府および財務省（「MoF」）によってそれぞれDecree（政令）およびCircular（通達）として公表されています。

ベトナムの会計制度は基本的に原則主義ではなく、規則主義です。ベトナム会計システムは、標準的な勘定科目表、財務諸表のひな型、会計帳簿および会計伝票のひな型や、個々の勘定科目ごとに特定の取引の複式簿記に関する詳細なガイドラインを提供する会計記帳および財務報告の手順書のようなものです。

金融機関、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、ファンドについては、業界別の会計ガイドラインがあります。

このうち、金融機関向けの会計ガイドラインはベトナム中央銀行（SBV）によって発行されます。

# 会計記録

会計期間は通常

**12ヶ月**

「会計記録は通常ベトナムドン（「VND」）によって記帳することが要求されます。



## フレームワーク

ベトナム会計システム

## 言語

会計記録はベトナム語により維持されることが義務付けられています。ただし、共通言語として使用される外国語の併記が認められています。

## 会計期間

会計期間は通常**12ヶ月**です。最初の会計期間は、ライセンス日付から**15ヶ月**を超えることはできません。最終会計期間も**15ヶ月**を超えることはできません。

## 会計通貨

会計記録は、通常ベトナムドン（以下、"VND"）によって記帳することが要求されます。主に外国通貨で受領、決済を行っている企業は、規定されたすべての要件を満たしている場合、会計記録および財務諸表の表示に使用する通貨を選択することができます。

しかし、法定決算において、別の通貨を会計通貨として使用する企業は特定の規定により、外貨建財務諸表をVNDに変換する必要があります。

## 会計書類

会計帳簿および会計伝票は、紙面又は電子記録のいずれかの形式で保管することができます。電子記録を使用している企業は、保管のために会計伝票および会計帳簿を印刷する必要はありません。

これらの企業は当局が検証、調査、モニタリング及び監査のために要求した場合にのみ、電子記録に保管された会計書類を印刷し、法定代表者及びチーフアカウンタント（又は経理担当者）の署名・押印（社印がある場合）を付すことが求められます。

## 保存期間

企業の管理または運営に使用される書類の保存期間は**5年間**です。会計データ又は会計帳簿の保存期間は**10年間**です。経済、国家安全保障および国防に関する重要書類は永久に保存する必要があります。

会計記録はベトナム会計システム（“VAS”）への準拠性を評価するための基礎となります。税務当局は、VASへの非準拠によって、法人税（CIT）の優遇取消し、CIT上の損金算入否認、インプットVATの控除・還付の否認を含む更正やペナルティの根拠として扱います。



PwCのニュース  
リーフにつきましては、こちらをクリック・スキャンしてください

# 財務報告

VASに基づいて作成される基本的な財務諸表は、以下のものが含まれます：

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 持分変動に関する開示を含む財務諸表の注意事項

企業は、会計法その他の規則に定める規準及び条件に該当するチーフアカウンタントを選任しなければなりません。年次財務諸表は、チーフアカウンタントおよび法定代表者の承認を受けなければなりません。その財務諸表のコピーは、会計年度末から90日以内に地方当局に提出することが要求されます。



PwCのニュースブ  
リーフにつきまし  
ては、こちらをク  
リック・スキャン  
してください

# 監査要件

## 内部監査

法令No.05/2019/ND-CPは、内部監査の確立と実施、および内部監査機能とその他の利害関係者の役割と責任に関する法的枠組みを規定しています。当該法令の目的は、企業が内部監査において国際的なベストプラクティスを採用し、市場における情報の透明性とコーポレートガバナンスの効率と有効性を高めることです。当該法令は2019年4月1日に発効されました。

発行日より24カ月以内に、当該法令の対象グループは必要な準備作業を完了し、法令に従って内部監査の実施に備えなければなりません。

当該法令の対象グループは以下の通りです：



以下の企業を含む：上場企業；資本金の50%以上が国によって保有されている企業であり、親子会社のビジネスモデルで運営されている親会社であること；および親子会社のビジネスモデルで運営されている親会社である国営企業である。



内部監査活動を行う組織および個人



一定の要件を満たす国有公共サービスユニット



法令で要求されているその他の政府機関

## 47 の監査の基準

## 外部監査

ベトナムは、47の監査基準を公表しており、これらは主に国際監査基準を基礎として、ベトナムの状況に合わせて変更が加えられています。

すべての外国投資企業は、ベトナムの独立監査法人により年次財務諸表の監査を受けることが求められています。監査済年次財務諸表は、会計年度末から90日以内に完了することが求められています。これらの財務諸表は、ライセンス当局、財務省、地方税務当局、統計当局およびその他の関連当局へ提出することが求められています。

監査契約は企業の会計年度終了前30日以内に独立監査法人と締結する必要があります。企業は監査人に適時に十分な情報と説明を提供する法的責任があります。

金融機関は5年継続期間後は監査法人を交代させる要件があります。金融機関以外の事業体の場合は、署名する監査人は3年継続期間後は交代する必要があります。

# 国際財務報告基準 (IFRS)への移行

近年、財務省はベトナムにおけるIFRS採用の促進にフォーカスしてきました。2020年3月16日に、財務省は、ベトナムにおけるIFRSの適用スキームを承認する決定No.345/QDBTCを公表しました。IFRSの実施ロードマップにおいて、以下の3つの段階に分けております：

**第1段階 - IFRSの作成(2020年～2021年)：**財務省は、2022年以降のIFRS採用事業者を支援するため、ロードマップの実施に向けて必要な準備を行っています。当該段階は以下の準備を含みます：IFRS基準のベトナム語訳の出版、研修、IFRS実施のためのガイドライン作成等

**第2段階 - IFRSパイロット実施(2022年～2025年まで)：**以下の企業：国営グループの親会社、上場会社事業体グループ内の親会社、および大規模な非上場公開会社およびその他の親会社を含め、資源を有する、また需要のある企業は、連結財務諸表を作成するために、自主的な適用を財務省に通知することができます。

FDI企業は、国家予算への貢献について、必要な情報と透明性の高い報告書をすべて提供するという条件の下、個別の財務諸表のIFRSの自主適用をすることができます。

**第3段階 - IFRSの強制実施(2025年以降)：**すべての国有企業、上場会社および大規模な非上場公開企業の連結財務諸表に対して強制的にIFRSが適用されます。

親会社として営業活動を行っているその他の事業は、任意でIFRS連結財務諸表を作成することができます。残りのすべての事業は、国家予算への貢献について、必要な情報と透明性の高い報告書をすべて提供するという条件の下、個別の財務諸表のIFRSの自主適用をすることができます

IFRSは、財務報告における情報の透明性と比較可能性の向上など、企業に利益をもたらすことが期待されます。

これにより、関連する利害関係者に有用な財務情報を提供し、外国資本の流れを引き付けることに繋がります。



IFRSの情報につきましては、こちらをクリック・スクランしてください

# COVID-19が年次および 中間期の財務諸表に与える影響

2020年1月31日に、COVID-19は、世界保健機関(以下「WHO」)によって世界的な緊急事態と宣言されました。ベトナムにおける現行の会計規則および基準では、宣言前に終了した会計年度について、パンデミックが後発事象とみなされるべきかどうかを決定するように助言がなされています。事業体は、COVID-19が財政状態及び業績に与える影響、並びに開示の必要性を判断する必要があります。その後の期間については、パンデミックが今後継続的に企業の能力にどのように影響を与えるのか、また資産および負債の認識および測定にどのような影響を及ぼしたかを検討する必要があります。

また、財務諸表における十分な開示の必要性についても考慮する必要があります。

# PwC Vietnamについて



PwCベトナムでは、  
社会に信頼を築き、重  
要な問題を解決する組  
織を目指します。

**155**

カ国

PwCネットワーク  
のメンバーの一つ  
です

私たちは、世界157か国で活動し、276,000人を超えるスタッフを雇用するPwCネットワークのメンバーです。私たちは、当社が提供する監査、法務、税務およびアドバイザリーサービスに関して、ネットワーク全体を通じて、最高水準の品質をご提供することをお約束します。

PwC Vietnamは1994年にハノイおよびホーチミンにオフィスを設立しました。

約1,000人のローカルおよび外国人スタッフで構成される当社のチームは、地域経済を十分に理解し、投資、法務、税務および規制に関する事項、会計および合併/買収などの分野を網羅し、ベトナムのポリシーや手続きに関して深い知識を有しています。



**284,000**

PwCベトナムは、ベトナムの主要省庁、金融機関、国有企業、民間企業、商業団体、ODA(政府開発援助)コミュニティと強固な関係性を築きました。

PwCベトナムは、過去25年間の事業活動を通じて、会社内およびより広範なビジネス界において持続可能な成長を推進することにコミットしてきました。お客様が所在する地域においても、地域レベルの強力な業界知識を持っており、場所を問わない、幅広いスキルと豊富なリソースをお客様に提供いたします。

#### 業界別のサポート

弊社のチームは事業分野別に編製され、特定の業界に特有の問題に焦点を当てたサポートを提供することが可能です。

特に次のような業界での専門知識がございます：

# 1994年

PwCベトナムは  
ハノイ、ホーチミンに  
事務所設置

# 1,000人

現地スタッフおよび  
外国人専門家を含む

銀行・証券	エンジニアリング・建設	金融サービス	工業製品
小売・消費者	石油・ガス	医薬・ヘルスケア	不動産
テクノロジー	電気通信事業		

## 当社のサービス

PwC Vietnamは、強力な対人関係を築き、育成することで、クライアントのビジネスとニーズを真に理解し、高品質かつ各業界に特化したサービスを提供します。

当社は、ベトナム市場での豊富な経験をもとに、ベトナム国内およびグローバルネットワークから、豊富な専門家の人才を提供することができます。当社の業務は複合的で多岐にわたり、クライアントに比類のないレベルのサポートを提供することができます。

組織の規模にかかわらず、監査・保証、コンサルティング、取引、税務、法務の各分野において、サービスを提供できます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務諸表監査</li> <li>• 財務情報のレビュー</li> <li>• カスタムビジネスプロセス</li> <li>• IFRSおよび会計顧問業務</li> <li>• ITサイバーセキュリティリスクアシュアランス</li> <li>• リスクアシュアランス</li> <li>• 資本市場業務</li> </ul>	<p style="text-align: center;">監査・ アシュアランス コンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融リスク管理</li> <li>• 不正調査</li> <li>• ロボットプロセス自動化サービス</li> <li>• 財務</li> <li>• コスト・パフォーマン管理</li> <li>• 事業改善アドバイス</li> <li>• ガバナンス、リスク&amp;コンプライアンス</li> <li>• 人材および組織コンサルティング</li> <li>• ストラテジーサービス</li> <li>• テクノロジーサービス</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• M&amp;A</li> <li>• 銀行および金融サービス</li> <li>• 雇用と人的資源</li> <li>• 企業法務・商業法務サービス</li> <li>• 対内投資サービス</li> <li>• 法令コンプライアンス/会社秘書サービス</li> <li>• 法務ヘルスチェック</li> <li>• 不動産</li> <li>• 知的財産・技術移転</li> </ul>	<p style="text-align: center;">法務 ディールズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• デューデリジェンス等のトランザクションサービス</li> <li>• コーポレート・ファイナンス</li> <li>• 企業評価</li> <li>• 事業再構築</li> <li>• 設備投資・インフラ</li> <li>• インフラ・都市開発・民活に関する支援</li> <li>• ディール戦略</li> <li>• 運転資本管理</li> </ul>
<p>また、以下のようなサービスパッケージで、クライアントの状況に応じたサービスを提供することができます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• プライベートビジネスサービス</li> <li>• 欧州企業サポートサービス</li> <li>• 日本企業サポートサービス</li> <li>• 韓国企業サポートサービス</li> <li>• 中国・台湾企業サポートサービス</li> </ul>	<p style="text-align: center;">特定のクライアント・グループ 税務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 税務・関税コンサルティングサービス</li> <li>• 税務、移転価格及び関税領域におけるコンプライアンス・サービス</li> <li>• 税務・関税・法務のヘルスチェックサービス</li> <li>• 税務デューデリジェンスおよびストラクチャリング</li> <li>• 移転価格サービス</li> <li>• 税務紛争解決サービス</li> <li>• タックステクノロジーソリューション</li> <li>• 関税監査サポートサービス</li> <li>• 個人所得税サービス</li> <li>• アサイン業務</li> <li>• 給与計算アウトソーシング</li> <li>• イミグレーションサービス</li> </ul>



## 当社の価値

PwCの目的は社会と信頼を築き、重要な問題を解決することです。私たちは、戦略から実行までのサービスを提供し、ビジネスプラクティスの透明性、信頼性および完全性を向上させることでクライアントにサービスの提供を約束するテクノロジーに対応したイノベーターのネットワークを通じて、差別化された価値を創造することを誇りに思います。

以下の当社の5つのコアバリューは、私たちが目的を達成し、クライアントに大きな影響力を及ぼすサポートを提供する上で役立ちます。



Reimagine the  
possible



Make a  
difference



Act with  
integrity



Care



Work together

[PwCのニュースブリーフにつきましては、こちらをクリック・スキャンしてください](#)





# VCCI

ベトナム商工会議所(VCCI)



(注)Nguyen Phu Trong ベトナム共産党書記長兼国家主席がVCCIに業務指針提供

1963年にハノイで設立されたベトナム商工会議所（VCCI）は、ベトナムの経済界、雇用者および企業団体をまとめて代表する全国規模の組織です。VCCIは国の社会・経済的発展を加速化し、ベトナムと世界の他の経済圏間の商業的、経済的、科学的および技術的協力を促進することに専念しています。

VCCIは、独立した、非政府、非営利組織で、法人としてのステータスを持ち、経済的自立性のもとに運営されています。

ベトナムと海外での活動を通じて、VCCIは積極的に国の革新、ビジネス環境の改善、相互に利益のある官民パートナーシップの発展、経済成長のシミュレーション、地域および国際経済圏へのベトナムの統合に貢献しています。

VCCIは本社をハノイに置き、主な経済エリアに9つの支店と駐在員事務所があります。

# VCCIの主要活動

## 政府-企業対話会議

内閣総理大臣をはじめとする各府省の上級幹部と共に、毎年開催されています。当該会議、ビジネス環境の改善に関する様々なトピックに関して、ビジネス界とベトナム政府との間のハイレベルなコミュニケーションチャンネルとなります。

## 各省・都市競争力指数(PCI)

VCCIと米国国際開発庁(USAID)の共同プロジェクトであり、良好な事業環境を構築する上で、各省の当局の経済ガバナンスの質をランク付けするために、企業の意見を毎年調査、研究し、反映させることを目的として2005年に開始されました。

## 二国間ビジネスフォーラム

ベトナムと諸外国とのハイレベルの公式訪問を契機に、国内外で毎年開催されています。当該フォーラムは、ベトナムおよび海外経済界間のコネクションを促進します。

Website: [www.pciVietNam.org](http://www.pciVietNam.org)



## WTOおよび経済統合センター

ベトナムの企業の国際貿易政策に関する最大の情報源であり、WTO、FTA、およびベトナムの他の貿易コミットメントに関する擁護行動をとる企業の最大の焦点でもあります。

Website: [wtocenter.vn](http://wtocenter.vn)

## 中小企業(SME)

Start and Improve Your Business (SIYB)などの支援プロジェクトを頻繁に実施されており、ベトナムでの企業に多大な支援を提供しています。

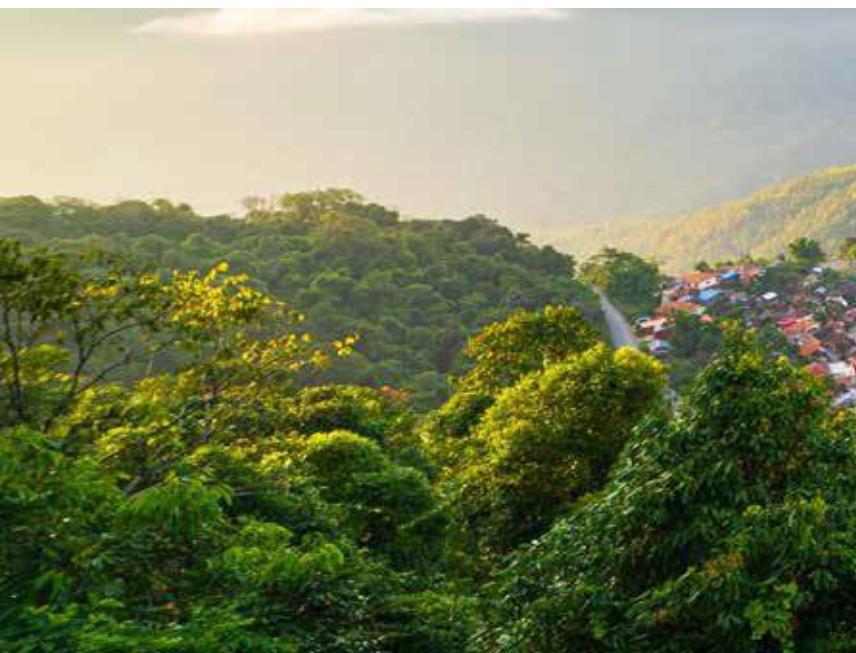
## ベトナム事業年報

2006年以降、ベトナムでのビジネス開発について学びたい政策立案者、事業者や個人にとって重要な情報が得られる出版物となっています。

Website: [vbis.vn](http://vbis.vn)



# お問い合わせ



## PwC Vietnam オフィ

ホーチミン市オフィス  
8th Floor, Saigon Tower 29 Le  
Duan Street District 1  
Ho Chi Minh City, Viet Nam T: +84  
28 3823 0796

ハノイオフィス  
16th Floor, Keangnam Landmark72 Pham  
Hung Road  
Nam Tu Liem District Hanoi, Viet  
Nam  
電話: +84 24 3946 2246  
Webサイト: [www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)

## ベトナム商工会議所

ハノイ本社  
9 Dao Duy Anh Street, Dong Da District,  
Hanoi, Viet Nam  
電話: +84 24 35742022  
ファックス: +84 24 35742020  
[Email: vcci@vcci.com.vn](mailto:vcci@vcci.com.vn)

Webサイト:  
<http://vcci.com.vn/>

ホーチミン支店  
171 Vo Thi Sau Street, Ward 7, District 3, Ha  
Chi Minh, Viet Nam 電話: +84 28 3932  
6598  
ファックス: +84 28 39325472  
[Email: info@vcci-hcm.org.vn](mailto:info@vcci-hcm.org.vn)  
Webサイト: <http://vcci-hcm.org.vn/>



## 連絡先 (PwC Vietnam)

### Dinh Thi Quynh Van

General Director,  
Partner Tax Services  
T: +84 24 3946 2246

E:  
[dinh.quynh.van@pwc.com](mailto:dinh.quynh.van@pwc.com)

**Grant Dennis**  
Chairman, Partner  
Consulting Services  
T: +84 28 3823 0796  
E:  
[dennis.a.grant@pwc.com](mailto:dennis.a.grant@pwc.com)

**Johnathan Ooi**  
Partner  
Deals Services  
T: +84 28 3823 0796  
E:  
[johnathan.sl.ooi@pwc.com](mailto:johnathan.sl.ooi@pwc.com)

### Mai Viet Hung Tran

Partner  
Audit & Assurance Services  
T: +84 28 3823 0796

E:  
[mai.hung.tran@pwc.com](mailto:mai.hung.tran@pwc.com)

**Nguyen Phi Lan**  
Partner  
Audit & Assurance Services  
T: +84 24 3946 2246  
E:  
[nguyen.phi.lan@pwc.com](mailto:nguyen.phi.lan@pwc.com)

**Nguyen Thanh Trung**  
Partner  
Tax Services  
T: +84 28 3823 0796  
E:  
[nguyen.thanh.trung@pwc.com](mailto:nguyen.thanh.trung@pwc.com)

### Phan Thi Thuy Duong

Partner  
Legal Services  
T: +84 28 3823 0796

E:  
[phan.thi.thuy.duong@pwc.com](mailto:phan.thi.thuy.duong@pwc.com)

**Ong Tiong Hooi**  
Partner  
Deals Services  
T: +84 28 3823 0796  
E:  
[tiong.hooi.ong@pwc.com](mailto:tiong.hooi.ong@pwc.com)







---

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

©2020 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.